西会津町デジタル戦略

Ver.1.1

令和3年3月

西会津町

ごあいさつ



本町は、健康のまちづくりの取組みを通して、平成9年2月に福島県内で初めてケーブルテレビ局を開局し、先駆けてICTのまちづくりに取組んでまいりました。この間、平成15年12月からは、ケーブルテレビインターネットサービスを開始したほか、平成18年3月にはテレワークセンター(現1号館)を整備し、インターネットなどのICTを活用した地域ビジネス等の起業支援を推進してまいりました。

令和2年に入り新型コロナウイルスの感染が拡大したことによって、人との接触や 移動に対する自粛が要請され、私たちの暮らしや働き方は一変しました。この感染拡 大は今なお続いており、未だ収束の見通しは立っていません。

こうした中、昨年3月、新型コロナウイルス感染症対策のため学校が臨時休業となった際、本町では、小中学生を対象にケーブルテレビを活用したオンライン授業を実施し、児童生徒の学びを継続することができました。こうした取組みは、全国から高く評価されたところであり、ICTのまちづくりを行うこととした当時の先見性の的確さを改めて認識したところであります。

こうしたことを背景に、本町におけるこれまでのICTのまちづくりを礎に、さらに一歩踏み込んだ施策等を進めるべく、昨年5月から戦略づくりに向けた作業を開始し、令和2年9月の町議会において、その方針や予算の議決を得て、本年度、デジタル戦略の策定に取組んでまいりました。時を同じくして、政府は、昨年12月25日、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を閣議決定し、令和3年9月にはデジタル庁が発足する予定であり、司令塔となるデジタル庁のもと国を挙げてデジタル改革が今後進められます。

町としましては、国の動向を注視しながら、デジタル技術を戦略的に活用し、町民の皆さんの利便性向上、行政サービスの向上、さらに移住定住の促進等を図るため、産業をはじめ、暮らし、行政などあらゆる分野においてデジタル変革に取組み、町の将来像「笑顔つながり 夢ふくらむまち ~ずーっと、西会津~」の実現に向け、引き続き全力でまちづくりを進めてまいります。

結びに、本戦略の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました町民の皆さん、 ご理解とご協力を賜りました関係各位、町議会の皆様に衷心より感謝を申し上げごあ いさつといたします。

令和3年3月



目 次

序章	戦略の策定	
1.	戦略策定の趣旨	• 4
	戦略の位置づけ	
3.	戦略の期間	. 5
第1	章 現状と課題	
1.	人口の減少	. 6
2.	少子高齢化、生産年齢人口の減少	. 6
3.	集落の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 7
4.	住宅・空き家	. 8
5.	農地・耕作放棄地	. 9
6.	鳥獣による被害	. 9
7.	本町への移住者等	.10
8.	ケーブルテレビの運営状況	·12
9.	情報の共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·13
10.	学校における I C T 教育······	·14
11.	行政情報システムの現況	·15
12.	マイナンバーカードの交付状況	·16
13.	町民参加における課題	.17
第2	章 国のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針等	
1.	デジタル社会の目指すビジョン	·18
2.	デジタル社会を形成するための基本原則	·18
	デジタル庁設置の考え方	
(1) デジタル庁の業務	20
(:	2) 国と地方の連携	.22
4.	自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画	.22
	1) 自治体におけるDX推進の意義	
(2) 自治体におけるDXの推進体制の構築	·23
	3) 自治体が取組むべき事項・内容	
	①重点取組み事項	
	②自治体DXの取組みと併せて取組むべき事項	
	③その他·····	

第	3	章	基本理念・ビジョンと6つの戦略	
	1	. 差	基本理念	31
	2	. 差	基本方針	31
	3	. 差	基本姿勢······	32
	4	. Ł	ごジョン・戦略	33
第	4	章	施策の展開方向と取組み	
			~思いやりと町民本位の戦術~	
	1	. l	しごとのD X · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	35
		(1)	有害鳥獣捕獲における情報集積連携	35
		(2)	ECサイト(ネットショップ)の運営	35
		(3)	ノウハウの蓄積とデータを利活用した農業の推進	36
		(4)	農業と多様な分野の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
		(5)	森林資源の循環利用促進の検討	····37
		(6)	オープンデータ・GISの活用による情報共有・イノベーションの推進	37
		(7)	デジタル通貨導入による経済活性化の検討	38
	2	. 招	習致・もてなしのD X ·····	39
		(1)	多分野異業種対話による共創事業の誘致・開催	39
		(2)	企業移転等受入れに向けた西会津町視察事業の展開	39
		(3)	多拠点居住・ワーケーションの推進	39
		(4)	オーダーメイドテレワーク環境の整備	40
		(5)	デジタル変革による観光振興	40
	3	. <	くらしのDX	41
		(1)	A I オンデマンドバス交通の導入	41
		(2)	安心で受診しやすい診療体制構築に向けた検討	42
		(3)	新型コロナウイルス感染予防対策	42
		(4)	防災・減災情報の発信力・備えの強化	42
		(5)	冬期の安全で円滑な道路交通と安心な暮らしの確保	43
		(6)	子育て・保健・医療・福祉・介護等におけるサービス向上	43
		(7)	誰もが自分らしく生きられる社会の構築	44
	4	. 学	学びのDX	44
		(1)	デジタル教室の開催等	44
		(2)	遠隔教育による生涯学習の推進	44
		(3)	リバースメンターによる若者が活躍できる社会づくり	44
		(4)	デュアルスクールの実現に向けた検討	45
		(5)	歴史文化遺産の保存・活用・継承	46

5. 行政のDX·······46
(1) 業務の可視化・分析による事務事業・業務改善の推進46
(2) 人材の育成・能力向上46
(3) 情報連携基盤の構築による町民と行政の情報連携47
(4) ノンストップ・オンライン手続きの導入47
(5) 5つのレスの推進47
(6) 日本郵便株式会社との窓口業務等の連携47
(7) ルールに基づくデータ管理とオープンデータ47
(8) 自治体業務プロセス及び情報システム標準化への対応等48
(9) 情報セキュリティ対策の徹底49
(10)テレワークの推進49
(11)複業人材の登用による政策立案・事業推進50
6. 対話・コミュニケーションのDX
(1) ケーブルテレビインターネット上位回線の増速化50
(2) 情報連携基盤の構築による町民と行政の情報連携 [再掲]50
(3) 町民参加型合意形成プラットフォームの構築・運営50
(4) ケーブルテレビデータ放送を使ったサービスの拡充51
(5) Wi-Fi・5G等情報通信環境の整備
(6) 大規模災害に備えた情報通信インフラの強靭化52
(7) 広域連携
7. 取組みの実施方針53
第5章 戦略の推進
1. 推進体制
2. 推進基盤
3. デジタルデバイド対策54
4. 進行管理及び評価55
参考資料
用語解説

序章 戦略の策定

1. 戦略策定の趣旨

人口減少・超高齢社会においてデジタル技術が果たす役割は、地域が抱える 様々な課題を解決する有効なツールとしてますます期待が高まっている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、これまでの私たちの暮らし や働き方を一変し、感染を予防する観点から社会全体でデジタル技術の活用が 一気に加速した。

本町の人口は、昭和25(1950)年の19,611人をピークに減少傾向が続き、平成27(2015)年には6,582人となり、令和7(2025)年の目標人口は5,300人を掲げているところである。この人口減少によって、本町では今後、集落機能の維持が困難な自治区の増加、高齢化に伴う医療・福祉分野等の担い手不足、小売店等の減少など地域経済のさらなる縮小といった課題が顕著になるものと予測されている。

このため、ケーブルテレビ情報通信基盤等を活用した快適で便利な暮らしづくりをはじめ、地域経済の活性化、雇用の創出、農林業の生産性・所得の向上、担い手の育成、移住促進、さらに、教育、保健、医療、福祉分野などでのデジタル技術の活用による、町の将来像「笑顔つながり 夢ふくらむまち ~ずーっと、西会津~」の実現に向けて、町では今年度、西会津町デジタル戦略を策定することとした。

日々進化するデジタル技術を戦略的に有効に活用し、地域の課題解決や行政 サービスの向上、さらに移住定住の促進等を図るため、本戦略を基に、産業を はじめ、暮らし、行政などあらゆる分野においてデジタル変革に取組み、持続 可能なまちサスティナブルタウンを目指し、まちづくりを進めるものとする。

サスティナブル=将来にわたって持続可能なこと

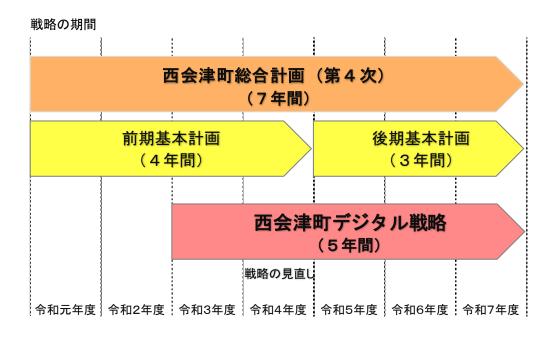
2. 戦略の位置づけ

この戦略は、西会津町総合計画(第4次)の町の将来像「笑顔つながり 夢ふくらむまち ~ずーっと、西会津~」の実現をデジタル技術等で下支えする戦略、及び施策の展開方向と取組みを定めるもので、官民データ活用推進計画を兼ねるものとする。

官民データ活用推進計画=官民データ活用推進基本法 (平成 28 年法律第 103 号) 第 9 条第 3 項 の規定に基づき策定する官民データ活用の推進に関する施策につい ての基本的な計画

3. 戦略の期間

戦略の期間は、令和3年度~令和7年度の5年間とし、毎年計画内容を点検 し、西会津町総合計画(第4次)前期基本計画が終了する令和4年度に本戦略 の見直しを行うこととする。

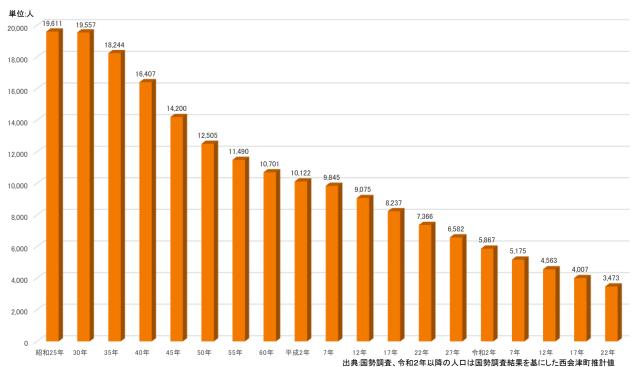


第1章 現状と課題

1. 人口の減少

本町の人口は、図表 1 のとおり昭和 25 年の 19,611 人をピークに高度経済成長期の昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて著しく減少し、その後も減少傾向が続いている。平成 27 年は 6,582 人となり、昭和 25 年の 3 分の 1 にまで減少している。

令和 22 年までの推計人口では、5 年後の令和 7 年に 5,175 人、20 年後の令和 22 年には 3,473 人まで減少することが予測されている。

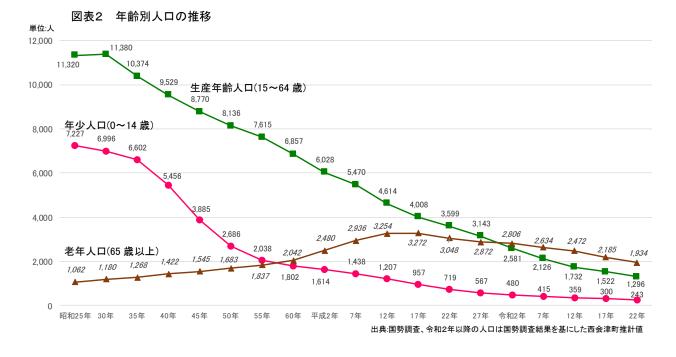


図表1 総人口の推移

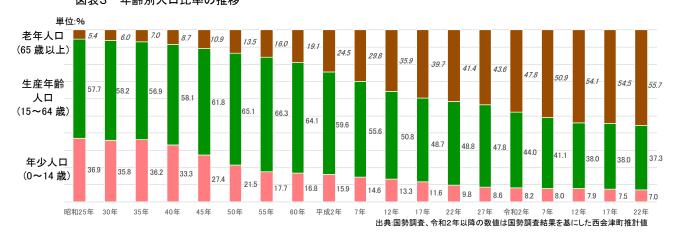
2. 少子高齢化、生産年齢人口の減少

年齢別に人口をみると、図表2のとおり年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)ともに令和2年以降、減少傾向が続くと予測される。また、図表3が示すように、令和2年には老年人口が生産年齢人口を上回り、令和7年の老年人口は50.9%と65歳以上が5割を超え、その後も一層高齢化は進んでいくものと予想されている。

このような少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少により、需要と供給両面からの地域経済の縮小、医療・介護をはじめ様々な分野での担い手不足など社会的・経済的な課題が深刻化することが懸念されている。



図表3 年齢別人口比率の推移



3. 集落の実態

65 歳以上の高齢者が当該自治区の人口の半分を超え、社会的共同生活の維持が 困難な状態にあるといわれる自治区は、図表4のとおり令和2年4月1日現在、 54自治区あり、町全体の6割を占めている。地区別では、新郷地区が82.4%と 最も高く、次いで奥川地区81.0%となっており、尾野本地区や群岡地区でも5割 を超えている。

さらに、65歳以上が自治区人口比70%以上の自治区は、町全体で13自治区あり、このうち9世帯以下の7自治区では、地域の共同体機能の維持が極めて困難な状況にあり、自治区の外に担い手を確保するなどといった形で、地域の活力を

取り戻し、地域・集落の持続可能性の維持を目指すことが急務となっている。

図表4 地区別自治区毎の高齢化の現状

	野沢地区	尾野本地区	群岡地区	新郷地区	奥川地区	西会津町 全体
自治区数	22	21	9	17	21	90
65歳以上が自治区	6	11	6	14	17	54
人口比50%以上 (限界集落)	27.3%	52.4%	66.7%	82.4%	81.0%	60.0%
65歳以上が自治区	1	1	1	2	8	13
人口比70%以上	4.5%	4.8%	11.1%	11.8%	38.1%	14.4%
65歳以上が自治区 人口比70%以上	1	1	0	1	4	7
かつ9世帯以下の 自治区(危機的集落)	4.5%	4.8%	0.0%	5.9%	19.0%	7.8%

[※]奥川地区には弥生を含む

出典:令和2年4月1日現在西会津町世帯数及び人口調べを基に作成

4. 住宅・空き家

令和2年3月末現在の空き家数は693棟で、その内訳は、住宅及び店舗兼住宅が362棟、付属家等その他が331棟となっている。町全体の空き家率は12.59%で全国や福島県の空き家率より低い状況にある。地区別では、奥川地区、群岡地区の空き家率が高い。

また、「年に数日のみ使用されている建物」は521棟(住宅及び店舗兼住宅が224棟、小屋や車庫などの付属家等その他が297棟)あり、今後、人口減少や高齢世帯の増加に伴い、さらに空き家が増加するものと予測され、加えて、適正な管理がされないまま放置される空き家等が増え、結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の問題が発生することから、空き家等対策の推進が求められている。

図表5 空き家件数

単位:棟

	野沢地区	尾野本地区	群岡地区	新郷地区	奥川地区	西会津町 全体
総住宅数 ①	900	658	525	303	490	2,876
空き家住宅 ② (店舗兼住宅を含む)	76	44	111	23	108	362
空き家その他 ③	46	41	114	25	105	331
空き家合計 ②+③	122	85	225	48	213	693
空き家率 ②/①	8.44%	6.69%	21.14%	7.59%	22.04%	12.59%

出典:西会津町空家等対策計画 令和2年3月31日現在空き家件数

5. 農地·耕作放棄地

本町の平成30年の耕地面積は1,240haで、内訳は田910ha、畑328haとなっている。昭和35年の耕地面積2,370haに比べ1,130ha減少している。

一方、荒廃農地の面積は、平成30年では121haとなっており、近年増加傾向にある。荒廃農地の発生については、「高齢化・労働力不足」「土地持ち非農家の増加」「農産物価格の低迷」「農地の受け手がいない」が主な原因として挙げられている。

この荒廃農地は、周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することから、農地の集積・集約化、経営面積の拡大、鳥獣被害の解消等のためにも農地の適正な管理により荒廃農地の発生を防止することが重要である。

荒廃農地=現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地

耕作放棄地=以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び 作付けする意思のない土地

図表6 耕作放棄地の状況

単位:ha

						丰 D.Na
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
荒廃農地面積		106	101	104	112	121
	町内農地に占める割合	8%	7%	8%	5%	9%
うち再生利用が可能な荒廃農地 面積		81	75	79	87	95
	生利用が困難と見込まれる と地面積	25	25	25	25	25
過去1年間に再生利用された 面積		1	7	1	2	2

※各年12月末時点の数値

出典:福島県農林水産部資料「市町村毎の人と農地の状況まとめ」

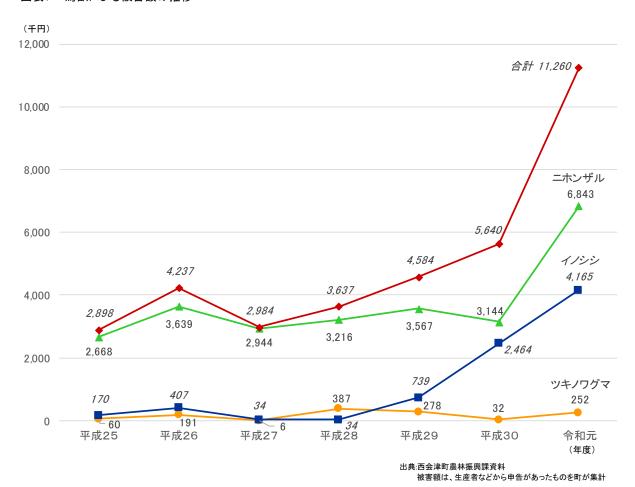
6. 鳥獣による被害

本町では、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマによる農作物被害が深刻化 している。これらによる令和元年度の被害総額は1,126万円に及んでいる。

収穫に大きな期待を寄せ時間と労力をかけて育てた農作物が鳥獣によって一瞬のうちに荒らされたり、取られたりした際の落胆は大きく、被害によって生産者の営農意欲が減退し、耕作放棄地は増加、ますます被害が拡大するといった負のスパイラルに陥っている。

本町では現在、ニホンザルによる農作物被害が令和元年度で684万3千円と最も大きいが、イノシシによる被害が近年増加しており、令和元年度では416万5千円となっている。町内全域でイノシシによる農道や水路の掘り起こしがみられるほか、水田に侵入し稲を踏み倒す被害も発生しており、早急な対応が必要となっている。

図表7 鳥獣による被害額の推移



7. 本町への移住者等

現在の新型コロナウイルス感染拡大により、地方移住への関心が高まっており、また、在宅勤務の普及やサテライトオフィスの開設、休暇先で仕事をするワーケーションといった企業のリモートワークが広がりをみせている。

令和2年度の11月末までの本町への移住者数は、図表8のとおり8組10人となっており、同じく令和2年度11月末までの西会津町への移住相談者数については105人となっている。

人口減少が進む本町の活性化策として有効な移住・定住の促進について、現

在の新型コロナウイルス感染拡大に伴う、首都圏企業の地方移住等の機運の高まりなどを踏まえ、交流人口も含め強化していく必要がある。

サテライトオフィス=企業の本社や官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた場所に設置された オフィス、事務所のこと

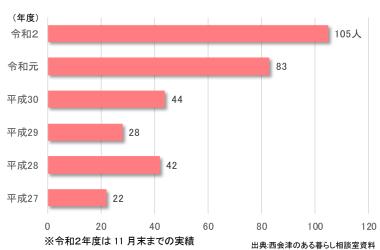
ワーケーション=英語のWork(仕事)とVacation(休暇)の合成語。リゾート地など普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと。または休暇と併用し、旅先で業務を組み合わせる滞在のこと。仕事主体と休暇主体の2つの概念が存在する

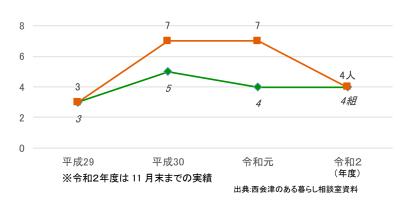
リモートワーク=英語の Remote (遠隔・遠い) と Work (仕事) の合成語。遠隔地で働くこと



図表8 西会津町への移住者数







図表 10 お試し移住住宅 Otame 利用者数

8. ケーブルテレビの運営状況

西会津町ケーブルテレビは、健康のまちづくりの取組みを通して、平成9年 2月7日にケーブルテレビ局としては県内で初めて開局し、今年で24年を迎えている。

この間、平成15年12月からはインターネット接続サービスを開始し、平成20年から平成23年には、伝送路の光ファイバー化を行い、町内全世帯に超高速大容量の通信環境を整備した。

平成27年度からは、指定管理者制度による公設民営方式で運営を行っており、現在の主なサービスは、自主放送(1 ch)をはじめ、地上デジタル放送の再放送(6 ch)、データ放送、デジタルパックによる多チャンネルサービス(BS再放送18ch、CS再放送26ch)、コマーシャル放送、インターネット接続サービス、緊急L字放送・音防災システムによる緊急情報の発信などを行っている。

自主放送においては、平日のニュース番組や企画番組の制作・提供のほか、 町議会などの生中継、町の天気、道路情報、読み上げによる文字放送などを提供している。

ケーブルテレビ及びインターネットの加入状況は、図表 11、図表 12 のとおりで、令和 3 年 1 月 31 日現在の加入率はぞれぞれ 103.6%、44.7%となっており、インターネットへの加入が増加傾向にある。

インターネット上位回線については、平成30年度に1Gbps に増速したところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの広がりや小・中学校、高校、大学の在宅学習・リモート授業の進展等により、インターネット加入者の増加、加入プランの変更に伴い、送受信される情報量が限界に近づいてきたため、令和2年10月に2Gbpsへと増速を図ったところである。

今後は、双方向伝送機能を有する光ファイバー、ケーブルテレビ情報通信基

盤の地域活性化や産業の創出、交流人口・関係人口の拡大、行政サービスの向上といった面でのさらなる有効活用が課題となっている。

Gbps=ギガビーピーエスと読む。データ伝送速度の単位の一つで、1秒間にどの程度のデータを送れるかを表すもの。毎秒10億ビット(1ギガビット)のデータを伝送できるのが1Gbps。Gbpsの1000分の1はMbps(メガビーピーエス)、同1000倍はTbps(テラビーピーエス)

図表 11 ケーブルテレビ加入状況

単位:件

	平成31年3月31日 現在	令和2年1月31日 現在	令和3年1月31日 現在
一般個人	2,636	2,600	2,598
事業所	106	106	106
公共施設	107	107	107
合計	2,849	2,813	2,811
加入率(%)	103.6	103.2	103.6

出典:西会津町企画情報課資料

図表 12 インターネット加入状況

単位:件

	平成31年3月31日 現在	令和2年1月31日 現在	令和3年1月31日 現在
ライト 512Kbps	168	166	171
レギュラー 2Mbps	237	226	205
スタンダード 10Mbps	508	520	533
アドバンス 30Mbps	140	160	199
プレミアム 100Mbps	9	9	14
合計	1,062	1,081	1,122
加入率(%)	41.7	42.9	44.7

出典:西会津町企画情報課資料

9. 情報の共有

本町では、広報紙をはじめホームページ、Facebook、ケーブルテレビといったように、通信に加え映像も活用し情報発信を行っている。

現在の町公式ホームページは、平成29年3月にリニューアルしており、また、町公式Facebookについては、平成30年9月から運用を開始している。

情報発信における課題としては、それぞれの発信ツールにおける情報内容の一層の充実はもとより、効率的かつタイムリーな発信、加えて多様かつ横断的な連携を促しイノベーションや新たな価値を生み出すためにも、各発信ツール

の情報を整理、集約する仕組みづくりが求められている。

一方、町外への情報発信においては、観光スポットや観光資源そのものには認知度があるものの、それが西会津町とは結びつきにくく、町の認知度は高くないのが現状であること、さらに、観光資源や特産品のPRは、町外への宣伝等が中心で、町民が町の情報発信の取組みや、地元の魅力を十分に認識することができず、理解や共感を得にくい現状であることから、役場内と町民の活動等が相互に見え、一体となって情報発信、まちづくりを推進できるような仕組みづくりが課題となっている。

さらに、協働を推進する上において、地域の課題・議論の可視化、行政課題の可視化、データ利活用を前提としたオープンデータなどによる町民との一層の情報共有が課題となっている。



図表 13 西会津町公式ホームページのトップページ

10. 学校におけるICT教育

本町では、平成30年度より小中学校の児童生徒に順次タブレット端末を配付し、令和2年11月には小学校1年生から中学校3年生まで全ての児童生徒への配付が完了した。これに併せて学習ソフトを導入し、授業はもとより家庭学習や簡易テストにも活用している。

また、令和2年度には小中学校の校内無線LAN環境を整備し、11月には校内のどこでもタブレット端末が使用できる環境が整った。

さらに、70型電子黒板を小中学校の各教室や特別教室に整備し、デジタル教 科書を使った授業の展開や児童生徒が持つタブレット端末を併用した授業を行っている。

町では、ICT教育の支援を目的に、会計年度任用職員1名、地域おこし協

力隊員1名を配置しているが、教員の異動などがあってもICT教育の一定の 水準を保てるような支援の維持・継続が課題となっている。

また現在、Web会議システムを活用した授業参観の開催、不登校の生徒に対する教育機会の提供など新たな取組みを実施している。今後も西会津の特色ある教育により複雑化・多様化する教育課題を解決していく必要がある。

図表 14 ICT教育環境整備に係る経過

	.
	内 容
平成 30 年 10 月	・小学4年生に1人1台ずつタブレット端末を配付 ・学習ソフトを活用した授業、家庭学習を開始
令和元年 5月	・小学校に電子黒板4台導入 ・デジタル教科書を導入した授業開始
10 月	・補助事業を活用して小学4年生、6年生全員にタブレッ ト端末を配付
令和2年3月	・新型コロナウイルス感染予防のため学校臨時休業 ・小中学生を対象にケーブルテレビを活用したオンライン 授業を実施
4 月	・Web会議システムを活用した朝の学活、授業を実施 (小学5~6年生)
6 月	・電子黒板を小学校に3台、中学校に3台導入
	・中学生全員に1人1台ノートパソコンを配付。学習ソフ トを導入した授業、家庭学習に活用
9 月	・電子黒板を小学校に6台、中学校に6台導入
11 月	・小学1~3年生に1人1台タブレット端末を配付(小学 1年生から中学3年生まで全児童生徒へのタブレット端 末の配付完了) ・小中学校の校内無線LAN環境整備工事完了

出典:西会津町学校教育課資料を基に作成

11. 行政情報システムの現況

本町は現在、基幹系、LGWAN系、インターネット系の3つの系統でシステムを分けて運用し業務を行っている。

これまで町では、業務上必要なシステムについて個別に調達し運用してきたことから業者が異なる多種多様なシステムを保有・運用している状況にある。 行政情報システムのメインとなる現基幹系については、平成27年4月から運用を開始し、令和3年3月で6年が経過することから令和3年4月より新たなシステムに移行する計画である。 行政情報システムは、全国の自治体ごとに異なっており、国では、自治体の 行政情報システムの標準化・共通化を図るため、令和7年度を目標に、住民基 本台帳ほか、税、選挙、国民健康保険、国民年金、福祉、医療、子育て、就学 などの17業務システムについて国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移 行する方針を出していることから、今後、この方針に対応する必要がある。

なお、内閣府の資料によれば、今後、標準仕様が作成される対象業務は、住 民基本台帳ほかの17業務に加え、印鑑登録など法律に基づかない事務4業務、 財務会計など自治体の内部管理事務など6業務、さらにインフラの点検・維持 管理業務などを検討している。

基幹系 LGWAN系 その他独立 インターネット系 1 住民記録 1 グループウェア 1外部メール 1戸籍 2資産管理·USB制御 2 畜犬管理 印鑑登録 2インターネット接続 3 財務会計 住登外管理 3ホームページ管理 3 水道企業会計 4図書管理及びWebページ 2 国民年金 4 L G W A N 接続 4期日前投票 3 税業務 5 土木建築積算 5 住民基本台帳ネットワーク 6 決算統計 ·住民税 ·固定資産税 7起債管理 ·法人税 未システム化 ·軽自動車税 1 牛活保護 収納·滞納 2 児童扶養手当(子ども子育て支援) 4 国民健康保険 3 人事管理 ·国民健康保険税 4 文書管理 - 資格 5 財産管理 5 O C R読取り 6 備品台帳 6 児童手当 7 庶務事務 7 重度心身障がい者医療費 8 インフラ点検・維持管理等 8 子育て医療費 9 ひとり親家庭医療費 10 住宅使用料 -カ一部は、国が標準仕様を作成する予定の業務 11 水道料金調定 **は、地域情報プラットフォーム/中間標準レイアウトで示されている17業務** 12 就学児童 □は、法律に基づかない事務4業務 □□ は、自治体における内部管理事務 6 業務 13 選挙人名簿 14 申告支援 は、その他業務 15 後期高齢者医療 16 介護保険 17 職員給与 18 健康管理(町民)

図表 15 西会津町の行政情報システムの現況

出典:西会津町総務課資料を基に作成

12. マイナンバーカードの交付状況

平成28年1月から運用が始まったマイナンバー(個人番号)は、日本国内の全住民に指定・通知された12桁の番号であり、マイナンバーカード(個人番号カード)は、マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製のカードである。カードの表面には本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載されているため本人確認のための身分証明書として利用することができる。また、カードの裏面にはマイナンバーが記載されてお

り、法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できる。

カードのICチップには電子証明書(公的個人認証)などの機能が搭載されているが、電子証明書を利用する際にはマイナンバー自体は使用していないため、民間事業者を含め様々なサービスでの活用が可能であり、例えば、カードの電子証明書で本人認証を行うことで、コンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できるほか、確定申告などの行政機関に対する電子申請等に利用することができる。

令和3年3月からはマイナンバーカードでの健康保険証利用が開始される予 定である。

本町のマイナンバーカードの交付人数は、令和3年1月31日現在997人で、 交付率は16.1%となっている。

政府は、令和2年11月28日からマイナンバーカードの未取得者にQRコード付きの申請書を送付し、令和3年3月からの健康保険証としての利用開始を見据え、カードのさらなる普及とカード所有者の利便性の向上を目指している。

13. 町民参加における課題

西会津町まちづくり基本条例では、基本原則として、まちづくりの主役は町 民であり、まちづくりは、町民の参加・参画により進めることを規定してい る。

この規定に基づき、町では、町民参加による検討組織の設置、審議会等委員の公募、町民懇談会の開催、意見公募、情報の共有などにより町民参加の推進を図っているところであるが、全世代の町民の声が反映しやすい仕組みづくり、より幅広い層から町民参加が得られるような工夫や取組み、また、町民と行政の連携においては、町民が分かりやすく利用しやすい窓口体制づくりなどが課題となっている。

第2章 国のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針等

1. デジタル社会の目指すビジョン

国においては、今般のデジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして『「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、これに向けた制度構築として、IT基本法の全面的な見直しを進める。このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めるということにつながる』としている。

IT基本法=高度情報通信ネットワーク社会形成基本法。平成12年11月29日成立

2. デジタル社会を形成するための基本原則

国は、デジタル社会を形成するため、次の基本原則を大方針とし、施策を展開することを示している。

(1) オープン・透明

標準化や情報公開による官民の連携の推進などにより、オープン・透明な デジタル社会を目指す。

(2) 公平·倫理

データのバイアス等による不公平な取扱いを起こさないこと、個人が自分 の情報を主体的にコントロールできるようにすることなどにより、公平で倫 理的なデジタル社会を目指す。

バイアス=偏向、先入観、データ等の偏り、得られる情報が偏っていることによる認識の歪 みなど

(3) 安全·安心

デジタルで生涯安全・安心に暮らせる社会の構築や、サイバーセキュリティ対策での安全性の強化などにより、デジタル利用の不安を低減し、安全・安心なデジタル社会を目指す。

サイバーセキュリティ=コンピュータやそのネットワークの情報空間にある資産と重要デー タの保護

(4) 継続・安定・強靭

社会の活力の維持・向上、環境との共生を通じたサスティナビリティの確保、耐災害性の強化などにより継続的・安定的で、強靭なデジタル社会を目指す。

サスティナビリティ=持続可能性。何かの物事について、現在から将来にわたってそれを持 続することが可能であるという概念

(5) 社会課題の解決

制度・ルール等の再構築や、国・地方・民間の連携強化・コスト低減といった成長のための基盤の整備、災害や感染症に強い社会の構築、デジタル人材の育成、官民・地域横断的な活躍の促進等により、社会課題を解決できるデジタル社会を目指す。

(6) 迅速·柔軟

デジタルならではのスピードの実現、社会状況やニーズの変化に柔軟に対応できるシステムの形成、アジャイル発想の活用により費用を抑えつつ高い成果の実現などにより、迅速・柔軟なデジタル社会を目指す。

アジャイル=顧客の要求に従って、優先度の高い機能から順に、要求・開発・テスト (・リリース) を短い期間で繰り返しながらシステム全体を構築していく開発手法

(7) 包摂·多様性

情報インフラの充実、多様な価値観やライフスタイルへの対応等により、 包摂的で多様性のあるデジタル社会を目指す。

(8) 浸透

デジタル技術を使う側・提供する側双方への教育を通じて「分かりやすい」「楽しい」デジタル化を進めること等により、誰一人取り残さない国民全般に浸透するデジタル社会を目指す。

(9) 新たな価値の創造

官民のデータ資源を最大限に活用することや、利用者視点での付加価値を 生むイノベーションを促進することなどにより、新たな価値を創造するデジ タル社会を目指す。

イノベーション=革新または新機軸。技術革新の意味に用いられることもある

(10)飛躍·国際貢献

多言語による情報発信を行うことなども含め多様性のある社会を形成すること、デジタルの活用により地方が独自の魅力を発揮すること、自由や信頼を大切にするデータ・デジタル政策で世界をリードすること等により、飛躍し、国際社会に貢献するデジタル社会を目指す。

3. デジタル庁設置の考え方

国では、新たに「デジタル庁」を、デジタル社会の形成に関する司令塔として、強力な総合調整機能(勧告権等)を有する組織として令和3年9月1日に発足させる予定である。デジタル庁では、基本方針策定などの企画立案や、国、地方公共団体、準公共部門等の情報システムの統括・監理を行うとともに、重要なシステムについては自ら整備し、行政サービスを抜本的に向上させるとしている。

(1) デジタル庁の業務

①国の情報システム

デジタル庁は、国の情報システムの整備・管理の基本的な方針を策定し、 政府情報システムに関する事業を統括・監理し、情報システムの標準化や統 一化により相互の連携を確保する。

国の情報システムに関する予算については、デジタル庁に一括計上し、各 府省に配分して執行する仕組みを目指すこととし、これらにより、政府情報 システムの統合・一体化を促進し、民間システムとの連携を容易にしつつ、 利用者視点での行政サービスの改革と業務システムの改革を一体的に進める ことで、国民・事業者のさらなる利便性向上を図るとしている。

②地方共通のデジタル基盤

全国規模のクラウド移行に向けて、デジタル庁が、総務省と連携して、地 方公共団体の情報システムの標準化・共通化に関する企画と総合調整を行 い、政府全体の方針の策定と推進を担うほか、補助金の交付されるシステム について統括・監理を行う。これらにより、地方公共団体の情報システムの うち、住民に関する事務に係る情報システムで、相互に連携が行われている システム(住民基本台帳、地方税等)について、人的・財政的負担の軽減 と、サービスの利便性向上を図る方針である。

クラウド=クラウドコンピューティングを略した呼び方で、データやアプリケーション等の コンピュータ資源をネットワーク経由で利用する仕組みのこと

③マイナンバー

デジタル庁がマイナンバー、マイナンバーカード、公的個人認証等のマイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行う体制を構築し、総務省と連携して、令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進する。また、マイ

ナンバー制度による情報連携及びマイナンバーカード・マイナポータルの利用により、国民が行政手続きをオンラインでワンストップに行うことができ、行政からもプッシュ型で各種サービスの提供が可能となるとともに、公平・公正な負担と給付が行われる社会を実現するとしている。

マイナンバー=個人番号。日本国内の全住民に指定・通知された 12 桁の番号

マイナンバーカード=個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製の個人番号 カード

マイナポータル=政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする行政 手続きがワンストップで可能であり、また、行政機関からのお知らせを確 認することができる。マイナポータルを利用するためにはマイナンバーカ ードが必要になる

ワンストップ=1か所で様々な用事が足りる、何でも揃うこと

プッシュ型=必要な情報を利用者の能動的な操作を伴わず、自動的に配信される形の技術や サービスのこと

④民間のデジタル化支援・準公共部門のデジタル化支援

業種を超えた情報システムの相互連携のための標準の整備・普及や行政手続き・規制の見直し・合理化等を進めることにより、民間のデジタル化を促進する。また、医療、教育、防災など、国民からの期待が大きい分野において、デジタル庁が、情報システムに関する整備方針を関係府省と共同で策定・推進し、当該情報システムの整備を統括・監理する。これらにより、様々な民間サービスの開発・提供が進められる上で必要な環境整備を図ることで、サービスの多様化及び質の向上を図るとしている。

⑤データ利活用

デジタル庁は、法人番号など法人や個人を一意に特定し識別するID制度や、電子署名、商業登記電子証明書などの情報とその発信者の真正性などを保証する制度の企画立案を、関係法所管府省と共管し、利用者視点で改革・普及を進め、行政手続きを一度で完結できるように国・事業者の利便性向上を実現するとしている。

I D制度=誰もが自己の情報を確認できることを前提に、組織間の情報連携を推進する制度

⑥サイバーセキュリティの実現

デジタル庁にセキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用 するシステムの検証・監査を実施するとともに、内閣サイバーセキュリティ センター(NISC)がその体制を強化しつつ、デジタル庁が整備・運用する システムを含めて国の行政機関等のシステムに対するセキュリティ監査等を 行い、国民の重要な情報資産を保護する方針である。

⑦デジタル人材の確保

デジタル改革を牽引していく人材を確保するため、優秀な人材が民間、自治体、政府を行き来しながら職業・技能上の経験を積める環境を整備するなどにより、行政と民間のデジタル人材が効果的に連携して業務を進める組織文化を醸成するとしている。

(2) 国と地方の連携

デジタル庁は、情報システムに関する国と地方公共団体の連携を強化する ため、現場の業務や技術面から検討に参加する全国の地方公共団体職員との 「共創プラットフォーム」を立ち上げ、地方公共団体職員と直接対話するな ど、地方公共団体の意見を丁寧に聞きながら、自治体システムのあるべき姿 を共働して創り上げる方針を示している。

4. 自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画

(1) 自治体におけるDX推進の意義

総務省の「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(令和2年12月25日)によれば、新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかになったことから、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められるとしている。こうした認識に基づき、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会~誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化~」が示されており、自治体においては、

- ◎自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住 民の利便性を向上させること
- ◎デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと

が求められ、住民に身近な行政を担う市町村の役割は極めて重要であり、自 治体のDXを推進する意義は大きいとされている。 デジタル・トランスフォーメーション (DX)

=高速インターネットやクラウドサービス、人工知能(AI)などのIT(情報技術)によってビジネスや生活の質を高めていくこと。スウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン氏らが2004年に提唱したとされる。企業等においてはITを活用したビジネスモデルの変革や、それに伴う業務、組織、企業文化などの変革も指す

A I =人工知能

(2) 自治体におけるDXの推進体制の構築

①組織体制の整備

自治体DXの取組みは、極めて多くの業務に関係する取組みを短期間で行おうとするものであることから、全庁的・横断的な推進体制とする必要があり、具体的な取組みに先んじて速やかに体制整備に着手することが望まれるとしている。

②デジタル人材の確保

自治体のDX推進にあたっては、ICTの知見を持った上で、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保することが必要である。

また、DX推進体制の検討にあたっては、自治体内部に適切な人材がいない場合には、最高デジタル責任者(CDO)や最高情報統括責任者(CIO)、CIO補佐官等への外部専門人材の活用を積極的に検討することが望ましいとしている。

③計画的な取組み

自治体の行政手続きのオンライン化についての目標時期が令和4年度と、また、情報システムの標準化・共通化についての目標時期が令和7年度とされているため、早期から全庁的・横断的な推進体制を整え、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行うことが求められる。また、標準準拠システムを踏まえたオンライン手続き前提の業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化などに取組むことが必要となるため、全庁的な推進体制を確立し、早期から計画的に取組むことが必要とされている。

なお、総務省が令和3年夏を目途に、自治体の情報システムの標準化・共 通化や行政手続きのオンライン化に伴う業務プロセスの見直しや関連業務も 含めたシステム最適化、行政手続きのオンライン化に取組むための標準的な 手順を提示するとしている。その提示予定内容は次のとおり。

- ア. DXを推進するための組織体制の在り方
- イ. 外部人材登用にあたっての検討事項・手法
- ウ. 自治体情報システムの標準化・共通化に伴う検討事項整理・実施手順
- エ. 行政手続きのオンライン化に伴う検討事項整理・実施手順
- オ. AI・RPA導入に伴う検討事項整理・実施手順
- カ. テレワーク導入に伴う検討事項整理・実施手順
- キ. 国による支援策

RPA=業務を自動化するソフトウェア

(3) 自治体が取組むべき事項・内容

「デジタル・ガバメント実行計画」の各施策等のうち、自治体が取組むべき事項・内容について、次のとおり示されている。

デジタル・ガバメント実行計画

=官民データ活用推進基本法及びデジタル・ガバメント推進方針に示された方向性を具現化し、実行するための計画として平成30年1月に策定された

①重点取組み事項

ア. 自治体の情報システムの標準化・共通化

国では、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス(I a a S、P a a S、S a a S)の利用環境(「(仮称)Gov-Cloud」)を整備・運用することとしている。自治体は、目標時期を令和7年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行に対応するための準備を始める必要がある。

情報システムの標準化・共通化は、基幹系システム全体の再構築が必要となり、検討開始から運用に至るまでには相当の期間を要すると考えられるため、各自治体においては、早期から全庁的・横断的な推進体制を整え、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行うことが求められる。

また、標準準拠システムへの移行に向けた具体的な検討の段階においては、国の策定する標準仕様に基づいて、例えば、様式や帳票などに関して条例・規則等の見直しの検討が必要となる場合があるほか、標準準拠システムを前提とした業務プロセスの見直しも必要となる。特に、令和4年度末を目指して、マイナンバーカードを用いたオンライン手続きを可能にする方向性が示されている点等も考慮し、情報システムの標準

化・共通化を単なるシステム更改にとどめることなく、行政手続きのオンライン化を前提とした業務プロセスの見直しや、AI・RPA活用を通じ、自治体のDXにより住民サービスの向上や職員負担の軽減につなげることが重要であるとしている。

- I a a S = 「Infrastructure as a Service」の頭文字を取った略語。イァース。情報 システムの稼働に必要な仮想サーバをはじめとした機材やネットワークなど のインフラをインターネット上のサービスとして提供する形態のことを指す
- $PaaS = \lceil Platform\ as\ a\ Service \rfloor$ の頭文字を取った略語。パース。アプリケーションソフトが稼働するためのハードウェアやOSなどのプラットフォームー式をインターネット上のサービスとして提供する形態のことを指す

イ. マイナンバーカードの普及促進

国では、令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進するとしている。

マイナンバーカードはオンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるものであり、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、出張申請受付などの積極的な実施により申請を促進するとともに、臨時交付窓口の開設、土日開庁のさらなる実施などにより交付体制を充実する方針である。

ウ. 自治体の行政手続きのオンライン化

国では、原則として、全ての都道府県及び市区町村について、マイナポータルの「ぴったりサービス」を活用した手続きのオンライン化を進めることができるよう取組むとしている。特に優先的に取組むべき手続きのオンライン化として、処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続きや、住民のライフイベントに際し、多数存在する手続きをワンストップで行うために必要と考えられる手続きとしている。

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和 4年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資す る手続きについて、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオ ンライン手続きを可能にするという取組み方針を掲げている。 ぴったりサービス=政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」内において、子育で等に関する行政手続きの一部がワンストップでできる電子申請サービス

エ. 自治体のAI・RPAの利用推進

自治体の定型的な業務の効率化については、業務プロセスの見直しや情報システムの標準化・共通化など、根本的な対応策を検討し、その上でRPAの利用による自動化を行うことが有効である。自治体は国の作成するAI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAの導入・活用を進める。また、こうした最先端の技術の導入については、データの集積による機能の向上や導入費用の負担軽減の観点から、複数団体による共同利用を検討するとの取組み方針を示している。

オ. テレワークの推進

テレワークは、ICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札でもある。また、ICTの活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待されるとともに、今般の新型コロナウイルス対策においては、感染拡大の未然防止や行政機能の維持のための有効な手段となっている。このため、自治体の取組み方針として、国が提供するテレワーク導入事例や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を参考に、テレワーク導入・活用に積極的に取組む。また、業務見直し等の進捗に合わせ、テレワーク対象業務の拡大に取組むと示されている。

テレワーク=職員が所属する組織の所在場所から離れたところで通信ネットワーク及び I C T機器を活用して業務に従事することをいう。「tele=離れた所」と 「work=働く」を合わせた造語。具体的には、「在宅勤務」、「サテライト オフィス勤務等」、移動中にパソコン等を使って働く「モバイルワーク」 の3つの形態がある

カ. セキュリティ対策の徹底

国では、地方公共団体においては平成27年以降に実施された、いわゆる「三層の対策」により情報セキュリティ対策の抜本的強化が図られたが、行政手続きのオンライン化、テレワーク、クラウド化など新たな時代の要請を踏まえ、業務の利便性・効率性の向上を目的とした見直しを

行い、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイド ライン」を改定するとしている。

この改定後のガイドラインを踏まえ、適切に各自治体が情報セキュリティポリシーの見直しを行い、対策の徹底に取組む方針である。

②自治体DXの取組みと併せて取組むべき事項

ア. 地域社会のデジタル化

取組み方針では、光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入等情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するとしている。

5G=第5世代移動通信システム。令和2年に商用サービスが開始された新たな移動通信規格で、超高速・超低遅延・多数同時接続といった特長を持つ通信が可能となる

ローカル 5 G = 地域や産業の個別の必要性に応じて企業や自治体等の様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる 5 Gシステム

イ. デジタルデバイド対策

オンラインによる行政手続き・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員」の周知等の利用促進を行うとともに、NPOや地域おこし協力隊等の地域の幅広い関係者と連携し、支援員の枠組みも活用しつつ、講座の開催やアウトリーチ型の相談対応など地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施する取組み方針である。

デジタルデバイド=インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用 できない人との間に生じる格差

アウトリーチ=積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること

③その他

ア. BPRの取組みの徹底(書面・押印・対面の見直し)

自治体における書面規制、押印、対面規制については、国の法令等に 基づいて実施する手続きについて各府省から発出されるガイドライン等 の内容を踏まえ適切に対応する。また自治体が独自に実施する手続きに ついても、見直しに積極的に取組むとされている。

BPR = 「Business Process Reengineering (ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)」。サービス向上や業務の効率化を図るため、慣例や前例などにとらわれること

なく、業務本来の目的に向かって、既存の組織や制度を抜本的に見直し、職務、業 務フロー、管理機構、情報システムをデザインし直し改善するという考え方

イ. オープンデータの推進

官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずるものとされている。地方公共団体は、同法の趣旨、オープンデータ基本指針等を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図るとされている。

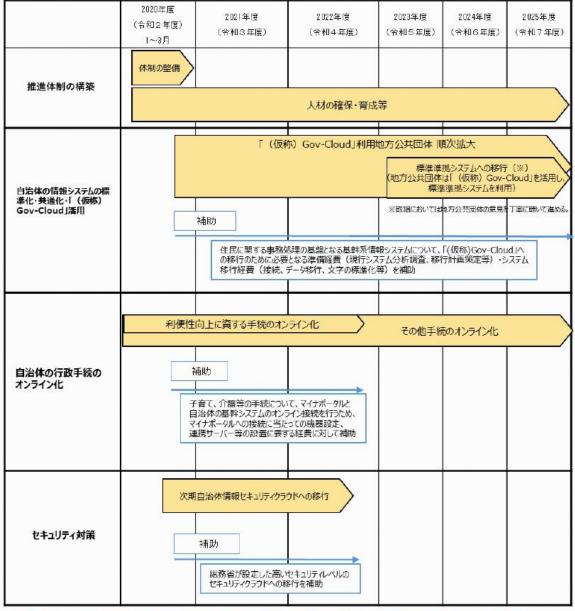
オープンデータ=国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工・編集・再配付等)できるよう、営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、機械判読に適したもの、無償で利用できるものの3つの要件に該当する形で公開されたデータのこと

官民データ活用推進基本法=同法は、平成28年12月14日に公布、施行されている

ウ. 官民データ活用推進計画策定の推進

官民データ活用推進基本法においては、官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画について、市町村には同計画の策定が努力義務として定められている。

【参考1】自治体の主な取組みスケジュール



※「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」(2020 年 12 月 11 日)を基に作成

出典:総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(令和2年 12 月 25 日)

【参考2】「デジタル・ガバメント実行計画」等において示された方針及びKPI

重点取組事項	「デジタル・ガバメント実行計画」等において示された 方針及び KPI
①自治体の情報システムの 標準化・共通化	目標時期を 2025 年度(令和7年度)とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。
【内閣官房、総務省、関係省庁】	<kpi></kpi>
	・対象業務に対して、実際に標準仕様が作成された業務の 割合
	・標準仕様が作成された業務における当該標準仕様が利用 された情報システムを利用する地方公共団体の割合
	・地方公共団体の情報システムの運用経費等 (2026 年度 (令和8年度) に2018年度 (平成30年度) 比で少なく とも3割削減。更なる削減目標の上積みを目指す)
②マイナンバーカードの普及促進 【内閣官房、総務省、内閣府、関係省庁】	令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及の加速 化等を強力に推進する。
③自治体の行政手続のオンライン化 【内閣官房、総務省、内閣府、関係省庁】	デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022 年度(令和4年度)末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。
	<kpi></kpi>
	・原則として全ての市町村で行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備
	・処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効 果が高いと考えられる手続のオンライン利用率
	・住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続のマイナポータル利用の人口カバー率
④自治体の AI・RPA の利用推進 【総務省】	AI や RPA などのデジタル技術を活用した業務プロセスの標準モデルを構築するとともに、先進事例について、横展開を推進する。
	<kpi></kpi>
	・AI、RPA などの革新的ビッグデータ処理技術を活用する 地域数

※「デジタル・ガバメント実行計画」等:「デジタル・ガバメント実行計画」及び「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」 ※所管については現時点での所管省庁を記載する。

出典:総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(令和2年 12 月 25 日)

第3章 基本理念・ビジョンと6つの戦略

1. 基本理念

西会津町総合計画(第4次)に掲げる町の将来像を基本理念に取組みを進める。

笑顔つながり 夢ふくらむまち

~ ずーっと、西会津 ~

本戦略では、上記を基本理念に、誰もが働いたり、移動したり、自分らし く、いきいき健やかに安心して暮らせる、そして、夢に向かって挑戦すること ができる、ずーっと住み続けたい町の実現を目指す。

2. 基本方針

本戦略では、西会津町まちづくり基本条例の5つの基本原則を基本方針に設 定する。

基本方針1 主役は町民

町民が主役の誰一人取り残さない取組みを行う。

基本方針2 町民参加

町民が議論、話し合いができる場づくりなど、取組みは町民の参加・参画 によって進める。

基本方針3 情報の共有

町民参加には情報の共有が不可欠であることから、行政の積極的で分かり やすい情報提供により情報共有を進める。

基本方針4 協働

町民・議会・行政がそれぞれの役割を果たし、協力して取組みを進める。

基本方針 5 男女共同参画

それぞれの個人の人権を大切にしながら一緒に取組みを進める。

3. 基本姿勢

町や地域における様々な課題、問題の解決、町民の利便性と行政サービスの向上等を目的に、次の3つを基本姿勢に、従来の考え方を変革し、ルールや基準等そのものから見直しを図り、町民本位のデジタル・トランスフォーメーション (DX) を推進する。

思いやり

共創・共治

イノベーション

デジタル・トランスフォーメーション (DX)

=高速インターネットやクラウドサービス、人工知能 (AI) などのIT (情報技術) によってビジネスや生活の質を高めていくこと。スウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン氏らが 2004 年に提唱したとされる。企業等においてはITを活用したビジネスモデルの変革や、それに伴う業務、組織、企業文化などの変革も指す

共治=町民・企業・行政が同じ目線で協働により社会課題の解決にあたること。協治とも書く イノベーション=革新または新機軸。技術革新の意味に用いられることもある

4. ビジョン・戦略

次のとおりビジョン(目指す社会像)と戦略を設定する。

ビジョン1

地域産業の振興、新産業・サービス創出、地域の活性化でみんなが元気な町

戦略1 しごとのDX

デジタル変革で連携や仕組みの変化を促進し、地域産業の振興、新産 業・サービス創出等により地域の活性化を図る。

ビジョン2

移住希望者等が夢に挑戦できる町

戦略2 招致・もてなしのDX

あらゆる地域資源を活用し、移住定住の促進、関係人口・交流人口の 拡大を図り、活力みなぎる地域づくりを進める。

ビジョン3

健康で安心して暮らせる、安全で災害に強い町

戦略3 くらしのDX

子どもからお年寄りまで健康で自分らしく、安全・安心に、笑顔で暮らせるやさしさにあふれ、自然と共生する持続可能な地域社会を目指す。

ビジョン4

デジタル人材を育む町

戦略4 学びのDX

ICTを活用し、年齢、性別等に関係なく誰もが人生を豊かにする学 習機会を得られる町を目指す。

ビジョン5

質の高い行政サービス・情報を受けられる町

戦略5 行政のDX

誰もが必要な行政サービスを適切にかつ容易に受けられるよう、業務 最適化による利便性の向上を目指す。

ビジョン6

情報通信利用環境が優れている町

戦略6 対話・コミュニケーションのDX

町民、団体、企業等と行政の情報共有を図り、課題解決や価値創造等 に向けて協働のまちづくりを一層推進するための基盤を構築する。

西会津町デジタル戦略

基本 笑顔つながり 夢ふくらむまち 理念 ~ ずーっと、西会津 ~ ビジョン 地域産業の振興、新産業・ 健康で安心して暮らせる サービス創出、地域の活性 安全で災害に強い町 化でみんなが元気な町 質の高い行政サービス・ 情報通信利用環境が デジタル人材を育む町 情報を受けられる町 優れている町 対話・コミュニ 学びのD の B D 致 行政のD ごとのロメ 6つの戦略 基本 主役は町民・町民参加・情報の共有・協働・男女共同参画 方針 基本 思いやり 共創・共治 イノベーション 姿勢

第4章 施策の展開方向と取組み

~思いやりと町民本位の戦術~

1. しごとのDX

(1) 有害鳥獣捕獲における情報集積連携

イノシシやサル、シカの被害に悩む島根県益田市では、猟友会員と地域住 民が協力し、情報共有を進めることで効果的な対策を講じている。

イノシシやシカなどを追ってきた猟友会員らは、「被害をなくす」という目的のために団結を進め、それぞれの経験と勘を新たに構築した情報連携基盤を活用し地域の共有知にしている。

有害鳥獣被害を減らす上で、野生動物の移動経路だけでは情報は不十分であり、イノシシやサルが今どこにいるのかという情報を組み合わせるため、目撃情報を地図に落とし込み、次に出没する場所を予測できるようにしている。

捕獲の効果を高めるには、情報の数と精度、共有のスピードを上げることが求められることから、この情報連携基盤の活用が功を奏しており、地域住民には、動物の目撃情報や鳴き声を聞いたという情報を積極的にあげてもらい、それを猟友会員が情報連携基盤に集約して対応にあたっている。本町においても益田市の先行事例を参考とした情報連携基盤の構築や、遠隔操作が可能なICTわな等の情報通信技術の活用により有害鳥獣捕獲を強化していく。

(2) ECサイト (ネットショップ) の運営

ECサイトには、営業時間や休業日の概念が一切なく、「いつでも」「どこでも」「誰とでも」取引を行い、利益を上げることが可能である。時差も関係ないことから世界中の国や地域とビジネスを行うことができる。

ECサイトの運営手法としては、多種多様な店舗が同じドメインの下で営業するモール型サイトと、自社単独で構築する自社サイトの2種類がある。

モール型サイトでは外部リンクや地方公共団体自体の情報発信内容が制限 される場合がある一方、自社サイトの場合、独自のデザイン作成や情報発信 ができ、また販売手数料を抑えられるといったメリットがある。

モール型サイト、自社サイトのメリット、デメリットを比較検討した上で、ECサイトの構築、運営体制の整備を進め、西会津町内の農林産物や特産品等を総合的に、その商品等の説明や物語、食べ方や使い方などとともに発信し販売する。

ECサイト=ECサイト(electronic commerce site)とは、電子商取引を行う全てのウェブ

サイトを総称する言葉で、ネットショップをはじめ、ネットオークション、オンライントレードのサイトなどが含まれるが、一般に、ECサイトは、ショッピングができるウェブサイト、いわゆるネットショップという意味で使われている

ドメイン=インターネット上の住所のようなもの

(3) ノウハウの蓄積とデータを利活用した農業の推進

町では、生産者の高齢化、後継者不足、また有害鳥獣の被害拡大なども原因の一つとして生産面積が縮小している。これに伴い農道や水路など農業用施設の維持管理も課題となっている。

また近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が発生しており、とりわけ農業分野は、気候や天候に左右される要素が多いことから、農作物の品質をはじめとした気候変動による影響が懸念されている。

こうした背景を踏まえ、担い手の確保や営農支援の強化、コスト削減や農産物の品質の向上を図るため、本町における持続可能な経営モデルの可視化、ほ場や気象、農作業など営農に関する様々な情報のデータ化、集約化を進めノウハウを蓄積する。

具体的に、可視化した経営モデルについては、新規の担い手確保に向けて 利活用を図る。

また、ほ場での作業内容や作物の状況、収穫・出荷などの情報を記録・集約し、タブレットなどを使った営農活動に活用するほか、将来的にはコスト削減等のための農業機械や作業のシェアリング、生産履歴の記録・管理による農作物の安全安心の確保など、データの蓄積・利活用による農業を推進する。

(4) 農業と多様な分野の連携

町の基幹産業である農業と他分野との連携は、農業側において収入の向上や労働力の確保につながるだけでなく、連携相手の分野においても一定の目的を達することができ、双方にとって有益な取組みになるとともに、連携により、冬期間を含めた周年化やイノベーションも期待できる。

このためデジタル技術を活用し、農業者が「食」「観光」「地域コミュニティ」など多様な分野との連携・共創により、農産物の「美味しさ」「新鮮さ」「安全安心」はもとより、「体験」「健康」「学び」などといった消費者が求める価値を提供し、売上の増大と所得の向上を図ることができる農業を目指す。

(5) 森林資源の循環利用促進の検討

町土の84%は森林であり、本町は豊富な森林資源を有するが、森林資源の 適正な管理及び伐期を迎えた人工林の利用・更新といった森林の循環利用が 課題となっている。

森林資源の循環利用を促進するための森林施業には境界明確化が必要条件になるが、森林所有者の高齢化や森林への関心の薄れなどから現地に赴いての作業が困難で進まない状況にある。

このようなことから、本町が進めてきた林業専用道の整備に伴い福島県より 提供を受けた航空レーザー計測データなどのデジタル技術を活用し、森林内の 立木の位置やサイズ、高さを再現し、3次元化した仮想空間での境界明確化、 森林の利用可能量をあらかじめ見込んだ最適な林業専用道、作業道のルート設 定による搬出コストの低減化、データを使ったシミュレーションや収支計画に 基づく効率的な伐採などにより森林の循環利用を促進するとともに、災害の発 生を防止するための森林管理・保全を図る。

伐期=次の世代の森林の造成を伴う森林の一部または全部の伐採が予定される時期

人工林=人工造林によって成立した森林

森林施業=目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する 人為的行為を実施すること

境界明確化=森林所有者界を明確にして森林施業に係る面積や施業量を確定すること

林業専用道=利用形態が専ら森林施業の実施である林道。10 トン積程度のトラックにより間 伐材等を安全かつ確実に運搬することが可能な規格・構造や路線形を有する自 動車道

航空レーザー計測=航空機から照射するレーザーにより、地上の高さや形状を3次元で計測 する測量のこと。測量により地形データ、樹冠の高さデータ、航空写真データを取得できる

(6) オープンデータ・GISの活用による情報共有・イノベーションの推進

地域の協働を一層推進するためには、町民、企業等と行政が地域の現状や 課題について共有する必要がある。この際、可能な限り定量的なデータを共 有することで議論が成り立つことから、町や民間が保有する様々なデータを 地域で共有するオープンデータの取組みを推進する。

また、データはそのままの状態では活用しづらい側面があることから、これを補うため、GISを活用し、情報を地図上に落とし込むことで情報の可視化ができる。具体的には、避難所や給水所、AEDの設置場所など災害時に必要な情報、バスの運行時刻とバス停留所の位置情報、公共施設や将来的

な人口予測データなどのまちづくりに寄与する情報等である。こうした情報をオープンに可視化することで、町民、企業等との官民協働によるイノベーションを創出する。

- オープンデータ=国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工・編集・再配付等)できるよう、営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、機械判読に適したもの、無償で利用できるものの3つの要件に該当する形で公開されたデータのこと
- G I S = 地理情報システム(Geographic Information Systems)の略。従来、紙の地図によってそれぞれ表現されてきた地理情報をデジタル情報化し、この様々な地理的位置や、空間に関する情報をもった自然、社会、経済等に関するデータ等を電子的に統合した「国土空間データ」を形成することにより、地理情報の高度利用を図るシステム

イノベーション=革新または新機軸。技術革新の意味に用いられることもある AED=自動体外式除細動器。心臓の致死的な不整脈を感知して電流を流し、心臓を正常に 戻すことができる機器

(7) デジタル通貨導入による経済活性化の検討

デジタル通貨の導入によって可能なことは、地域における地産地消の可視 化の仕組みづくりである。新型コロナ禍においてプレミアム商品券などを用 いて消費を喚起し、地域経済を支えたように、地域には地域を支える経済圏 がある。地域の価値の流れをデータで把握しつつ、経済に資する施策を打つ 基盤となるデジタル通貨についての検討を行う。

デジタル通貨=デジタル通貨とは、暗号化されたデジタル資産で、別名「暗号資産」とも呼ばれている。デジタル通貨は、インターネット上でやり取りされる電子データであり、物理的に実態はないものの、法定通貨と同様に決済や送金に使用することが可能で、法定通貨と交換することもできる。デジタル通貨の特徴としては、送金が早い、送金手数料が安い、QRコードを読み取ると決済ができる、個人間で送金できることなどが挙げられる

地産地消=地元で生産されたものを地元で消費するという意味で用いられる

2. 招致・もてなしのDX

(1) 多分野異業種対話による共創事業の誘致・開催

新型コロナウイルスの感染拡大により、地方移住への関心が高まっており、また、在宅勤務の普及やサテライトオフィスの開設、休暇先で仕事をするワーケーションといった企業のリモートワークの広がりを踏まえ、企業移住のきっかけづくりのため、首都圏等の企業と本町町民との交流を図る取組みとして、令和2年度先行事業で共創事業を開催することとしている。

この共創事業は、平成27年にスタートし、年1回開催されている。メンバーとして、官公庁、地方自治体、地域リーダー、観光、農林水産業、NPO、企業、大学、専門家、メディア、IT、金融など多分野の人が集まり、課題に対し様々な観点から対話を行い、数多くの発案を行っている。

事業では、共創のプロセスを使って、地域や社会に大転換を起こそうとする研究コミュニティでの社会実験などを通して、長期的・全体的な地域・社会システムへの変容を目指している。

このような共創事業を本町に誘致・開催し、交流人口・関係人口の増加、 移住定住の促進を図る。

(2) 企業移転等受入れに向けた西会津町視察事業の展開

町外企業の本町への移転推進においては、施設や通信環境などの受入れ環境整備はもとより、町の魅力、資源の積極的な情報発信や移転希望企業への支援が課題となっている。

このため、西会津町の魅力や企業移住のメリットについて、事前に首都圏での説明会やSNSで発信し、興味関心がある企業に対して個別のオンライン説明会を開催し、西会津町の視察を希望する企業を対象に、1泊2日の行程で視察交流ツアーを実施する。

この視察交流ツアーで西会津町を訪れた企業には、サテライトオフィスの ための物件紹介をはじめ、子育て・高齢者支援環境等の説明、さらに地域コ ミュニティとの交流などを行い、町内への移転の実現に向けて、継続的に関 わりを持ってもらえるような選択肢、田舎暮らしの提案などのサポートを実 施する。

(3) 多拠点居住・ワーケーションの推進

日本各地の登録物件に会員が定額で住めるサービス「多拠点居住の住まいのシェアサービス」が新しいビジネスとして展開されており、地方への移住、都市部の仕事を地方でしたいといったニーズの高まりなどを背景に、忙しい暮らしの中にあって生活の質を高めたい人や、自然豊かな環境で働きた

い人、さらに別荘生活を楽しみたい家族、定年後に地方を巡り暮らしたい夫婦など、都市部の人、家族の地方暮らしのマッチングサービスとなっている。

本町でこの多拠点居住やワーケーションが展開されるメリットとしては、 関係人口の増加はもとより、古民家等の空き家利活用の推進、町内の各種産業への経済波及効果のほか、物件を管理する全国各地の管理人とのネットワーク形成や、物件所在地域との交流なども副次的効果として期待できる。

このため、民間事業者との連携を図り、多拠点居住やワーケーションの推 進を図る。

(4) オーダーメイドテレワーク環境の整備

国では、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組みなどを支援し、地方への新しい人の流れを創出することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国全体のリスクとして顕在化した東京圏への一極集中是正及び地方分散型の活力ある地域社会の実現を目的に、地方創生テレワーク交付金の創設を予定している。

具体的には、サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等の施設整備・運営や、民間の施設開設・運営への支援など、地方創生に資するテレワークの推進により地方への新たな人の流れを創出する地方公共団体の取組みを支援する計画である。

このようなことから、本町における魅力ある働く環境の創出、また本町への移住・滞在の創出を図るため、(2)の企業移転等受入れに向けた西会津町視察事業などで本町との関係を構築した企業の本町への移転実現に向けて、国の地方創生テレワーク交付金などの財政支援制度を活用した移転希望企業のオーダーメイド方式によるテレワーク環境の整備を検討する。

(5) デジタル変革による観光振興

新型コロナウイルスの感染拡大によって、観光を取り巻く環境は激変している。感染リスク回避のため「密にならない観光」「感染症対策」「交通手段や宿泊施設などの情報集約」などが求められている。

一方、観光客が求めるニーズも大きく変化している。例えば「観光客は (地域の担い手として)地域コミュニティへの貢献ができる存在であること」「住民の生活そのものが地域の魅力」といった価値観である。こうした従来とは違ったニーズ、意識を踏まえた施策を検討し展開する必要がある。

具体的には、地域の一人ひとりのストーリーが世界に発信されるようSNSの活用を推進する、地域の人によって作られる地域マップに位置情報(G

PS)を紐付けてスマートフォン等で表示できるようにする、町民サービス を観光客にも開放するといったような対応である。

このほか、観光客のオンデマンドバス利用推進やシェアカーなどの活用による二次交通の確保、道の駅にしあいづやJR野沢駅における情報発信力の強化、セールスプロモーションの強化、多言語対応などにおいてデジタル技術の利活用を図り、新しい時代に合った観光振興により、宿泊業、飲食業、交通機関に留まらず、その周辺産業や農業等の振興にも結び付け、雇用機会の創出を図る。

SNS=ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略で、登録した利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や同じ趣味を持つ人同士が集まり、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用が増えている。多くのSNSでは、自分のホームページを持つことができ、パソコンのみならず、スマートフォンやタブレット端末等から、いつでも使うことができる

GPS=地球上の現在位置を、人工衛星からの電波で測り知る装置。全地球測位システム

3. くらしのDX

(1) A I オンデマンドバス交通の導入

オンデマンドバスは、一般的に路線バスとタクシーの中間のサービスに位置づけられる。AIを活用し、需要に合わせてAIが策定したルート・ダイヤで運行するAIオンデマンドバスは、近年、地域や観光地の移動手段の確保・充実、公共交通機関の維持・活性化などを目的に全国で実証実験が展開されている。

AIオンデマンドバスの導入により、バーチャルバス停留所を設置することも可能で、バス利用者はより便利な場所でバス乗降ができるほか、電話に加えスマートフォンによる予約システムを導入することで、利用者が乗車する時間を確認できる、運行するバスの現在地を確認できるといったことなどが可能で、これにより、観光客の二次交通としても利便性向上を図ることができる。また将来的に、町ケーブルテレビデータ放送での予約システムも検討することができる。

運行事業者においては需要に合わせた運行ルート・ダイヤによる運行効率 の向上、効率的な車両・運転士管理、利便性の向上による利用者の増加など が期待できる。 高齢者や障がい者など自由に利用できる移動手段を持たない人の日常の足の確保、現在のような野沢駅が起点の形に縛られない柔軟な運行によるさらなる利便性の向上、公共交通を利用する観光客の利便性向上を図るため、このAIオンデマンドバス交通の導入を検討する。

A I =人工知能

バーチャルバス停留所=既存のバス停留所以外の仮想バス停留所で、標柱を置かない乗降場 所のことをいう

(2) 安心で受診しやすい診療体制構築に向けた検討

医師が情報通信機器を通して患者の診察等を行うオンライン診療では、患者は医療機関に行かなくても自宅などに居ながら診察を受けることができる。慢性疾患の定期的な医療機関での対面診療の一部を、このオンライン診療に代替することで外出する必要がなくなることから、特に冬期間は患者の利便性が格段に向上する。また、外出機会が減るため新型コロナウイルスの感染リスクを低減できる。

本町には町内全域をカバーする光ケーブル網があることから、この情報通信基盤を活用し、不安を抱える患者の安心を支え、また患者や医療スタッフ等の負担軽減を図るため、現場の課題等を整理し、オンライン診療、遠隔医療など安心で受診しやすい診療体制構築に向けた検討を進める。

オンライン診療=遠隔医療のうち、医師―患者間において、情報通信機器を通して、患者の 診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイム により行う行為

遠隔医療=情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為

(3) 新型コロナウイルス感染予防対策

新型コロナウイルスの感染を拡大させるリスクが高いといわれる密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」を避けるとともに、人と人との接触をなるべく減らす感染予防対策が求められている。

このため、情報通信機器等のデジタル技術を活用し、施設の空き状況やソーシャルディスタンスの可視化、非接触型の相談会・説明会・講演会等の開催、オンライン行政手続きの導入などを進める。

(4) 防災・減災情報の発信力・備えの強化

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響などにより、強い台風の増加、豪

雨高頻度化、集中豪雪、他方、大規模な地震など甚大な災害が発生するリスクが懸念されており、こうした災害の激甚化に備えるとともに、地域の防災力を強化していく必要がある。

このため、個人・地域における備えとして、デジタル技術の活用によるハザードマップや消防水利のデータ管理及び使用、迅速な消防団員への情報伝達や出動把握といった情報やネットワークの連携強化、仮想現実を活用した防災訓練や防災教育の推進を図る。

また、災害による被害を最小限に止めるには、災害に関する情報を正確・確実・迅速に町民等に届ける情報伝達が不可欠であることから、災害情報伝達手段の多重化を図るとともに、新たに構築する情報連携基盤やSNSなどを活用し、災害状況の把握と情報共有、避難等の判断に必要な情報の分かりやすい、迅速な伝達を図る。

(5) 冬期の安全で円滑な道路交通と安心な暮らしの確保

本町の平成22年から令和元年の10年間の平均降雪量は12月が158 cm、1月274 cm、2月201 cm、3月は140cmとなっている。また、最深積雪値は、2月が最も多く114 cmとなっている。このような降雪期の安全な道路交通や、安心な暮らしを確保するため、デジタル技術を活用し除雪業務の円滑化を図る。

具体的には、GPS端末を活用したリアルタイムでの除雪車両の位置、移動履歴、車両情報の把握による除雪車両及び業務管理、町民からの問い合わせや除雪要請への迅速・円滑な対応、さらに除雪稼働時間の集計自動化による業務効率化を検討する。

(6) 子育て・保健・医療・福祉・介護等におけるサービス向上

子育て・保健・医療・福祉・介護等の分野におけるデジタル技術の活用や データ利用を推進し、健やかに自分らしい生活を送ることができる社会を目 指す。

子育て支援においては、新たに構築する情報連携基盤を活用して情報提供 や相談体制の充実・強化を図り、子育てに係る不安の解消、負担軽減につな げる。

保健分野では、デジタル技術を活用した運動の推進などにより健康寿命の 延伸、予防医療を図る。

また福祉分野では、GPS端末による認知症高齢者等の見守りサービスの 実施などにより、高齢者の安全安心な暮らしを支援する。

介護分野においては、デジタル技術を活用し、家族、医療・福祉、介護事

業者などの連携を促進することで、サービス利用者の自立支援と家族の負担 軽減を図る。また、介護施設等において、デジタル技術やロボット等の活用 を検討する。

(7) 誰もが自分らしく生きられる社会の構築

寝たきりの人がロボットを通じて、店舗での接客や受付業務を行うことを 実現する分身ロボットの技術がある。こうしたツールを使って、病院で寝た きりの状態にある人が会社の会議に出席することも可能である。このように これまで不可能と思われてきたことに対し、デジタル技術を活用して解決を 試み、体の健康状態や、住んでいる場所、時間にとらわれることなく誰もが 社会参加できる手法の導入を検討する。

4. 学びのDX

(1) デジタル教室の開催等

町デジタル戦略の内容説明、特に高齢者がスマートフォンやタブレットなどの機器に触れられる機会を作り、デジタルに対する苦手意識を払拭するとともに、デジタル技術への興味関心を持ってもらうことを目的に、自治区に出向いてのデジタル教室を開催する。

教室では、ワークショップなどを通して、町民が普段の暮らしの中で不便 に感じていることなど課題を吸い上げる作業を併せて行い、施策や具体的な 事業に反映していく。

また、町ケーブルテレビで企画番組を制作・放送し、デジタル技術を用いたサービスの利用支援を図る。

(2) 遠隔教育による生涯学習の推進

新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校臨時休校に端を発し、小学校、中学校、高等学校、大学の遠隔授業や動画による講習等の導入が急速に進み、これまで地域課題として教育機会不足が指摘されてきたが、デジタル技術の活用による学習機会の拡大により改善が図られてきている。こうした時代の潮流を契機に、学校はもとよりあらゆる世代の生涯学習を推進する。

(3) リバースメンターによる若者が活躍できる社会づくり

台湾では、内閣の大臣の下で35歳以下のソーシャルイノベーターをリバースメンターとして任命する制度がある。これは若者の意見を取り入れることを前提とした制度である。この制度により次世代の担い手を育成するととも

に、学生や若者が「地域」や「まち」のことを自分ごととして考え活動する ための下地づくりとなり、一方で、大臣は若い世代の価値観からアドバイス をもらうことができる。このような制度を参考に、例えば、中学生・高校生 のデジタルチームを編成し、町長や議会、町職員との意見交換による施策へ の反映や、高齢者等のデジタル技術利用に対するサポートなど具体的な任務 を持つことでの中高生のまちづくりへの参画などを検討する。

リバースメンター=逆メンターともいわれ、上司や先輩社員が「メンター」=相談役になって若手をサポートする通常のメンタリングに対し、部下が上司に助言する逆方向(リバース)の支援活動の仕組みを指す。チームリーダーや管理職などの中堅・ベテラン社員が、若い世代の考えを理解して適切かつ柔軟な対応がとれるよう、直属の部下ではない若手社員をメンターに起用することで上司としての成長を促すことにも活用されている

ソーシャルイノベーター=社会課題はますます高度化・複雑化しており、行政やNPO等による単独のアプローチでは解決が困難になっており、社会課題を解決するには、行政、企業、NPO等の団体がその垣根を越えて協働し、互いのアイデア等を持ち寄り、新しい発想とネットワークで社会変革(ソーシャルイノベーション)を引き起こすことが必要であり、ソーシャルイノベーターは、こうした社会変革の創出に取組む革新的な人材を指す

(4) デュアルスクールの実現に向けた検討

現行の学校教育制度では、2つの学校に籍を置くことは認められていない。このデュアルスクールは、「区域外就学制度」の活用によって、都市部等に住民票を置いたままの状態で、保護者の数週間程度の短期居住に合わせ、短期居住先自治体の学校に学籍を異動するもので、徳島県では、二地域居住や地方移住の促進を目的に、地方と都市を結ぶ新しい学校の形として積極的に取組んでいる。

デュアルスクールは、お試し移住希望者、サテライトオフィス勤務やリモートワーク・ワーケーション、二地域居住の家族を支える仕組みとなっており、地方と都市等双方での生活体験による児童の多様な価値観の醸成、保護者の新たな働き方やライフスタイルの実現、子どもと過ごす時間の増加、受入れ地域においては、関係人口の増加による地域の活性化や移住促進といったメリットがあることからデュアルスクールの実現に向けた検討を進める。

デュアルスクール=地方と都市等の2つの学校の行き来を可能にし、双方で教育を受けるこ

とができる新しい学校の形として徳島県などが取組んでいる。区域外就 学制度を活用することによって、都市部等に住民票を置いたまま学籍を 異動する。受入れ学校での就学期間も住所地の学校では欠席とならず、 受入れ学校側の出席日数として認められる。徳島県では、受入れ学校に 非常勤のデュアルスクール派遣講師を配置し、当該児童生徒の学習や学 校生活の支援を行うとともに、都市部等の学校との連絡調整業務を行っ ている

(5) 歴史文化遺産の保存・活用・継承

本町の様々な歴史文化遺産について、デジタル技術を活用した保存・活用・継承により保全を図る。

さらに、例えば仮想空間で本物・現実のように知覚させるVR技術などを 活用することで、歴史文化遺産を地域おこしや観光振興に活かしていく。

VR=バーチャル・リアリティ (Virtual Reality) の略。仮想現実

5. 行政のDX

(1) 業務の可視化・分析による事務事業・業務改善の推進

庁内の事務事業に係る業務量調査を実施し、業務構造の可視化・データ化を図り、これを分析することで全庁視点での業務改善対象の選定、優先順位付けを行う。分析においては、他の自治体との業務比較を実施し差異を抽出して改善につなげる。

この分析結果である業務削減効果等のデータを基に、効果が大きいものから業務改善を進める。特に、判断を要する業務など正職員でなければできない業務と、正職員でなくてもできる業務を切り分けて、正職員でなくてもできる業務の集約化・定型化・標準化を図る見直しを進め、正職員でなければできない業務に正職員を集中することで、業務の生産性を高め、行政サービスの向上を図る。

(2) 人材の育成・能力向上

職員のデジタルリテラシーの向上はもとより、事務事業・業務のデジタル 変革に必要な知識やスキル、このほか戦略的・効果的な情報発信などに向 け、職員の人材育成と能力向上を図る。

(3) 情報連携基盤の構築による町民と行政の情報連携

本戦略の基盤となる町や地域の情報、データを集約し、行政と町民が共有し、また町の取組みや事業等を町内外に発信するための、ソフトウェアによりSNSやケーブルテレビ等の情報ツールを連携した情報連携基盤を構築する。この情報連携基盤では、電子申請ができる体制を整備する。また、集約した情報については政策立案に活用する。

(4) ノンストップ・オンライン手続きの導入

申請届出等の行政手続きについて、電子申請によるオンライン手続きを可能にし、申請者等の利便性の向上と業務改善を図る。この中で暮らしに身近で添付書類が比較的少ないなどの手続きについては、パソコンのみならずスマートフォン等による電子申請ができるよう検討する。

また、新たに構築する情報連携基盤を活用し、町民等の登録者へのプッシュ型の行政等の情報提供サービスを実施する。

(5) 5つのレスの推進

「ペーパーレス」で仕事ができる環境の実現、デジタルツールの活用による「コピー・FAXレス」、押印の廃止やデジタル化による「はんこレス」、クレジットカード・電子マネー・QRコードの決済手段の導入による「キャッシュレス」、これらペーパーレス、コピー・FAXレス、はんこレス、キャッシュレスの取組みの展開による「タッチレス」により非接触、非対面を推進するとともに、業務の効率化、経費節減を図る。

(6) 日本郵便株式会社との窓口業務等の連携

町は、地域の活性化、町民サービスの向上等を目的に、会津若松郵便局及 び町内の野沢・群岡・笹川・奥川郵便局と令和元年 12 月 18 日に包括連携協 定を締結している。

この協定に基づき、町民の利便性向上を図るため町内郵便局と連携し、郵便局窓口において住民票など公的証明書の交付、販売・交付・利用申込みの取次ぎといった窓口業務を行い、郵便局でも行政サービスを受けることができるよう課題を整理し検討する。将来的にはさらに幅広いサービスを提供するための事務の包括委託を目指していく。

(7) ルールに基づくデータ管理とオープンデータ

今般の新型コロナウイルス感染症対策において、デジタルデータの整備 や、標準化、運用ルール等のデータ活用基盤が不十分であることが浮き彫り になった。

内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室の「データ戦略の策定について (令和2年10月23日)」の資料によれば、データ戦略のコンセプトとして、 官民ともにデータを活用するベースラインを構築し、データをつなげること で価値の増幅を可能にするとしている。

町においては、今後の情報連携基盤の運用により集約したデータをはじめ、役場内部の行政情報や様々なデータは、すべて町の資産であることから、こうしたデータを運用する際の考え方や、データ保存・管理の明確なルールを策定する必要がある。

その上で、官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化、透明性・信頼の向上などを目的として、保有するデータのオープンデータとしての公開を強化し、分野を越えた多様なデータ連携の促進を図る。

オープンデータ=オープンデータ基本方針(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官 民データ活用推進戦略会議決定)では、国、地方公共団体及び事業者が保有 する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用 (加工・編集・再配布等)できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず 二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無 償で利用できるもののいずれの項目にも該当する形で公開されたデータを オープンデータと定義している

機械判読=コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等できることを指す

(8) 自治体業務プロセス及び情報システム標準化への対応等

住民記録ほか基幹系 17 業務のシステムについては、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する準備を進め、目標時期の令和 7 年度までに移行を完了する必要がある。

標準準拠システムへの移行に向けた具体的な検討においては、国が策定する標準仕様に基づいて、例えば、様式や帳票などに関し、条例・規則等の見直しの検討が必要になる場合があるほか、標準準拠システムを前提とした業務プロセスへの見直しも必要になる。とりわけ令和4年度末を目指して、マイナンバーカードを用いたオンライン手続きを可能にする方向性であることなどを考慮し、単なるシステムの更改ではなく、行政手続きのオンライン化を前提とした業務プロセスの見直しや、デジタル変革により行政サービスの向上、職員の負担軽減を図っていく必要がある。

また、オンラインで確実に本人確認が可能で、デジタル社会の基盤となる

マイナンバーカードの普及を推進する。

(9) 情報セキュリティ対策の徹底

現在の町行政情報システムは、マイナンバー利用事務の基幹系、LGWA N系、インターネット系の3つの系統に分割し、基幹系は、他の系統と物理 的に分離している状況である。

この3系統による運用について、今後の行政手続きオンライン化への対応、事務処理において一旦紙に出力してから再度入力する必要があるといったような非効率な事務処理の見直し、在宅勤務における作業環境の改善、災害時にも堅固に作動し続ける作業環境を確保することなどを目的に、この3系統が抜本的に見直され、新たなセキュリティ対策について検討が進められることから、改定後の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、町の情報セキュリティポリシーの見直しを行い、対策の徹底に取組む。

(10) テレワークの推進

テレワークは、今般の新型コロナウイルス対策においては、感染拡大の未 然防止や行政機能の維持のための有効な手段となっている。

このようなことから町としても、新型コロナウイルス感染リスクの回避、 大規模災害時の業務継続、ライフステージに合った多様な働き方を実現でき る働き方改革の観点から総務省の自治体DX推進計画に沿って、国が提供す るテレワーク導入事例や「地方公共団体における情報セキュリティポリシー に関するガイドライン」などを参考に、テレワークの導入・活用に取組む。 また、情報システム標準化・共通化や行政手続きのオンライン化による業務 見直し等の進捗に合わせ、テレワーク対象業務の拡大に取組む。

さらに、従来の打合せなど時間を共有するコミュニケーションに加え、チャットなどの非同期型のコミュニケーションツールを活用し、業務の効率化・迅速化を図る。

テレワーク=職員が所属する組織の所在場所から離れたところで通信ネットワーク及びIC

T機器を活用して業務に従事することをいう。「tele=離れた所」と「work=働

く」を合わせた造語。具体的には、「在宅勤務」、「サテライトオフィス勤務

等」、移動中にパソコン等を使って働く「モバイルワーク」の3つの形態がある

チャット=コンピュータネットワーク上でリアルタイムに複数の人が文字により会話する仕
組みのこと

(11) 複業人材の登用による政策立案・事業推進

専門知識やスキルが必要な業務、従来型の行政手法が通じない局面への対応、第三者の視点と外部ネットワークを活用した新たな切り口での課題解決・戦略・施策の立案、さらに民間手法を参考にした無駄のない効率的な事業展開、データ活用・マーケティングによる施策・事業の優先度の検討などにおいて、副業として働く都市部などの外部人材の登用が進んでいる。

福島県でも本県への移住促進の広報戦略の企画提案業務で3人を任命している。

本デジタル戦略の推進にあたっては、情報通信技術の知見を持った上で、 課題に即して技術の導入の判断や助言を行うことができるデジタル人材を確保することが必要であることから、現在勤める民間企業等との雇用関係を継続し、その従業員としての地位を保有したままの「複業人材」を任用し、デジタル人材の確保と育成を図る。

6. 対話・コミュニケーションのDX

(1) ケーブルテレビインターネット上位回線の増速化

インターネットの上位回線については、令和2年10月に1Gbpsから2Gbpsに増速を図ったところであるが、今後の加入状況や利用される情報量を踏まえ、10Gbpsへのさらなる増速を図る。

(2) 情報連携基盤の構築による町民と行政の情報連携 [再掲]

本戦略の基盤となる町や地域の情報、データを集約し、行政と町民が共有し、また町の取組みや事業等を町内外に発信するための、ソフトウェアによりSNSやケーブルテレビ等の情報ツールを連携した情報連携基盤を構築する。

具体的には、行政や町民が、1つのサイトに様々な情報を載せて情報共有を図るとともに、それを発信することで、町の魅力発信はもとより、観光交流や企業移住の促進、生活等の支援、さらに集約した情報を政策立案にも活用する。

(3) 町民参加型合意形成プラットフォームの構築・運営

オンライン上で町の施策等について町民から意見やアイデアを募り、議論でき、さらに、寄せられた意見等に別の町民が意見を書き込んだり、意見投稿者同士がさらに意見を交わしたりすることができるシステム「町民参加型合意形成プラットフォーム」の構築を図る。

この仕組みは、多様な意見を集めて、熟議して施策等に反映できるメリットがあると評価されており、先行事例として、兵庫県加古川市や神奈川県横浜市でこのプラットフォームを導入している。

加古川市では、このシステムをスマートフォンなどで気軽に参加できる広 聴のチャンネルの一つに位置づけている。

氏名や住所などのユーザー登録を行えば誰もが利用でき、住民以外でも参加することができる。プラットフォームにおける議論は全てオープンに透明化されており、若い世代や、声の小さな人の意見を大切にし、住民と共にまちづくりをする、『行政 vs 住民』ではなく、やれることは住民、行政がお互いに実行するという考え方で、官民協働の基盤としてプラットフォームを構築・運営している。

このプラットフォームの構築・運営により町民と行政が共にサービスを創り上げる新たな協働スタイルの確立を目指す。

プラットフォーム=物やサービスを利用する人と、提供者をつなぐ場のこと。 I T用語のプラットフォームはソフトウェアが動作するための土台を指す

(4) ケーブルテレビ データ放送を使ったサービスの拡充

現在、町では、ケーブルテレビ自主放送のデータ放送において、暮らしの情報をはじめ、イベント情報、サルの出没予想、戸籍の窓口、国道情報、町民バス時刻表、気象情報、ごみ収集日程などの情報提供を行っている。今後はさらに、暮らしに役立ち、生活の安全・安心を支える情報の充実を図るとともに、ケーブルテレビの双方向性を活用した暮らし、産業、教育などの分野での新たなサービスについての検討を進める。

データ放送=地上デジタル放送やBSデジタル放送で実施しているもので、リモコンの d ボタンを押すことで見ることができるサービス。お知らせや、気象情報など提供されている情報の中から必要な最新情報を選んで取得することができる

(5) Wi-Fi・5G等情報通信環境の整備

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、デジタル変革が加速しており、今後も移動通信の情報量の増加が見込まれている。本町は、高速・大容量無線局の前提となる光ファイバーを町全域に整備していることから、その必要性や公共利用などの使用用途に応じ、Wi-Fiやローカル5Gなどの無線通信環境の整備の検討を行う。

Wi-Fi=ケーブルを使わず無線通信を利用してデータをやり取りする仕組みで、インターネットに接続することなどができる。無線LANとも呼ばれる。Wi-Fiが使えるのはスマートフォン、タブレット端末、パソコンのほか、携帯ゲーム機、音楽プレーヤー、テレビ、プリンター等で、アクセスポイントと呼ばれるWi-Fiの機器が設置された環境において、そのWi-Fiの電波が届く範囲で利用することができる

5G=第5世代移動通信システム。令和2年に商用サービスが開始された新たな移動通信規格で、超高速・超低遅延・多数同時接続といった特長を持つ通信が可能となる

ローカル 5 G = 地域や産業の個別の必要性に応じて企業や自治体等の様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる 5 Gシステム

(6) 大規模災害に備えた情報通信インフラの強靭化

大規模災害が発生した場合、光ファイバー網が直接切断することは少ないが、電柱や木が倒れ断線するケースが考えられ、幹線が断線すると地域への情報伝達、気象警報や避難勧告等の重要な情報を町民に伝達できない事態になる。また、大規模災害時には、早急な復旧も困難になることが想定されることから、大規模災害に備えた対策の検討が必要である。

このため、町ケーブルテレビの強靭化の推進はもとより、緊急速報メールの整備、防災行政無線の機能強化、SNSを活用した情報発信、防災情報の一斉配信システムの導入などテレビ放送が中断した場合を想定した情報伝達手段の多重化対策を進める。

(7) 広域連携

福島県及び会津地域13市町村は、会津地域課題解決連携推進会議を組織し、令和2年度より会津地方デジタル変革プロジェクトに取組んでいるところである。具体的には令和2年度において、業務の可視化・分析を目的とする業務量調査を一斉に実施している。

今後の自治体情報システム標準化への対応などにおいて、会津地域市町村との連携により効果的・効率的な実施が見込まれる場合は連携を図るとともに、また本町は、他に先駆けて「ICTのまちづくり」に取組んできたため、ケーブルテレビ情報通信基盤やその運営ノウハウを有することから、要請等に応じ、福島県や会津地域市町村等への情報提供やノウハウの水平展開を図る。

さらに、デジタル技術を活用し、他都道府県の市町村との情報共有・連携 を図る。

7. 取組みの実施方針

具体的な取組みの実施にあたっては、国が示す自治体情報システム標準化・ 共通化などのスケジュールを踏まえるとともに国の動向を注視し、また、有利 な補助制度の活用などにより財源を確保し、費用対効果を踏まえつつ優先順位 を付けて、取組みの相互連携を図り、実施可能なものから順次取組んでいくも のとする。

第5章 戦略の推進

1. 推進体制

最高デジタル責任者(CDO)を新たに設置するとともに、企画情報課内にデジタル戦略室を組織し本戦略の取組みを推進する。

さらに、西会津町デジタル戦略推進本部を設置し、町のデジタル施策及びデジタル技術を活用した業務改革を総合的かつ効果的に推進する。

最高デジタル責任者 (CDO)

= CDOは Chief Digital Officer の略。組織全体の戦略を策定し、企業や住民を巻き 込みながらデジタル・トランスフォーメーションを推進する役職

デジタル・トランスフォーメーション (DX)

=高速インターネットやクラウドサービス、人工知能 (AI) などのIT (情報技術) によってビジネスや生活の質を高めていくこと。スウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン氏らが 2004 年に提唱したとされる。企業等においてはITを活用したビジネスモデルの変革や、それに伴う業務、組織、企業文化などの変革も指す

2. 推進基盤

本戦略の基盤となる町や地域の情報、データを集約し、行政と町民が共有し、また町の取組みや事業等を町内外に発信するための、ソフトウェアによりSNSやケーブルテレビ等の情報ツールを連携した情報連携基盤を新たに構築・整備する。

SNS=ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略で、登録した利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や同じ趣味を持つ人同士が集まり、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用が増えている。多くのSNSでは、自分のホームページを持つことができ、パソコンのみならず、スマートフォンやタブレット端末等から、いつでも使うことができる

3. デジタルデバイド対策

デジタル化を進めるにあたっては、デジタル技術の利活用により、年齢、障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由などにかかわらず、誰もが取り残されずにデジタル化の恩恵を享受できる環境の整備に取組むことが必要である。

このためには、デジタル機器に不慣れな人でも容易に操作できる設計など、 利用者の目線で、かつ、利用者に優しいサービスの実現とその利活用の促進を 図っていくことが重要である。本町は、高齢化率が高いことから、相談対応を はじめ、特に、高齢者のデジタル技術についての理解、利活用を支援するため、関係者が連携した仕組み、体制により取組みを進める。

また、町民等への情報伝達・発信は、若者から高齢者までの受け手の世代に合わせた手段等により行うものとする。

デジタルデバイド=インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できな い人との間に生じる格差

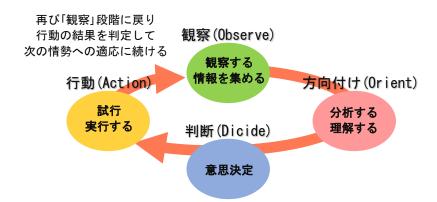
4. 進行管理及び評価

本戦略の取組みの実施にあたっては、「PDCAサイクル」を軸とした進行管理及び評価はもとより、将来を予見できない目まぐるしい環境・状況の変化や、今般の新型コロナウイルス感染拡大のような想定外の事態への対応にあたって、多角的な検討と柔軟な発想、臨機応変の実行性を重視する「OODA(ウーダ)サイクル(ループ)」の手法を取入れ、現状を分析し改善を続けていくものとする。

PDCAサイクル=計画 (Plan) -実施 (Do) -評価 (Check) -改善 (Action) の4つの視点を進行過程の中に取込むことで、過程を不断のサイクルとし、継続的な改善を推進する手法

OODAサイクル=観察 (Observe) -方向付け (Orient) -判断 (Decide) -行動 (Action) のサイクルによって最適な意思決定を実現するためのスピードと柔軟性を重視した意思決定と行動に関する理論の一つ

図表 16 OODAサイクル(ループ)の流れ



参考資料

用語解説

索引	用語	解説
5	5 G	第5世代移動通信システム。令和2年に商用サービスが開始 された新たな移動通信規格で、超高速・超低遅延・多数同時 接続といった特長を持つ通信が可能となる
A	AED	自動体外式除細動器。心臓の致死的な不整脈を感知して電 流を流し、心臓を正常に戻すことができる機器
	АІ	人工知能
В	BPR	「Business Process Reengineering (ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)」。サービス向上や業務の効率化を図るため、慣例や前例などにとらわれることなく、業務本来の目的に向かって、既存の組織や制度を抜本的に見直し、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインし直し改善するという考え方
С	CDO	「Chief Digital Officer」の頭文字を取った略称。最高デジタル責任者。組織全体の戦略を策定し、企業や住民を巻き込みながらデジタル・トランスフォーメーションを推進する役職
	СІО	「Chief Information Officer」の頭文字を取った略称。最高情報統括責任者。組織内の情報戦略のトップとして情報の取扱いや情報システム、情報技術について統括する責任者
D	DX	デジタル・トランスフォーメーションのこと。高速インターネットやクラウドサービス、人工知能 (AI) などの IT (情報技術) によってビジネスや生活の質を高めていくこと。スウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン氏らが 2004 年に提唱したとされる。企業等においてはITを活用したビジネスモデルの変革や、それに伴う業務、組織、企業文化などの変革も指す
Е	ECサイト	EC サイト (electronic commerce site) とは、電子商取引を行う全てのウェブサイトを総称する言葉で、ネットショップをはじめ、ネットオークション、オンライントレードのサイトなどが含まれるが、一般に、EC サイトは、ショッピングができるウェブサイト、いわゆるネットショップという意味で使われている
F	Facebook	SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の1つ。 西会津町は Facebook を活用し情報発信を行っている

索引	用語	解説
G	Gbps	ギガビーピーエスと読む。データ伝送速度の単位の一つで、1秒間にどの程度のデータを送れるかを表すもの。毎秒10億ビット(1ギガビット)のデータを伝送できるのが1Gbps。Gbpsの1000分の1はMbps(メガビーピーエス)、同1000倍はTbps(テラビーピーエス)
	GIS	地理情報システム(Geographic Information Systems)の略。 従来、紙の地図によってそれぞれ表現されてきた地理情報を デジタル情報化し、この様々な地理的位置や、空間に関する 情報をもった自然、社会、経済等に関するデータ等を電子的 に統合した「国土空間データ」を形成することにより、地理 情報の高度利用を図るシステム
	GPS	地球上の現在位置を、人工衛星からの電波で測り知る装 置。全地球測位システム
I	I a a S	「Infrastructure as a Service」の頭文字を取った略語。 イァース。情報システムの稼働に必要な仮想サーバをはじ めとした機材やネットワークなどのインフラをインターネ ット上のサービスとして提供する形態のことを指す
	ICT	「Information and Communications Technology」の頭文字 を取った略称。情報通信技術
	ICT教育	ICT を活用した教育のこと。パソコンやタブレット型端末、インターネット等を活用した教育を行うこと
	I D制度	誰もが自己の情報を確認できることを前提に、組織間の情報連携を推進する制度
	I T基本法	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法。平成 12 年 11 月 29 日成立
K	KPI	「Key Performance Indicators」の頭文字を取った略称。 目標を達成する上で、その達成度合いを計測・監視するた めの定量的な成果指標のこと
O	OODAサイクル (ループ)	観察 (Observe) — 方向付け (Orient) — 判断 (Decide) — 行動 (Action) のサイクルによって最適な意思決定を実現するためのスピードと柔軟性を重視した意思決定と行動に関する理論の一つ
Р	PaaS	「Platform as a Service」の頭文字を取った略語。パース。アプリケーションソフトが稼働するためのハードウェアや OS などのプラットフォーム一式をインターネット上のサービスとして提供する形態のことを指す

索引	用語	解説
Р	PDCAサイクル	計画 (Plan) — 実施 (Do) — 評価 (Check) — 改善 (Action) の 4 つの視点を進行過程の中に取込むことで、 過程を不断のサイクルとし、継続的な改善を推進する手法
Q	QRコード	QR は「Quick Response」の頭文字を取った略語。小さな四角形を縦横に並べた図形パターンで、スマホなどのカメラをかざすことで情報を読み取ることができ、決済やアプリのダウンロード、ホームページへの移動などに使われる
R	RPA	業務を自動化するソフトウェア
S	SaaS	「Software as a Service」の頭文字を取った略語。サース。ソフトウェアをインターネット経由でサービスとして提供・利用する形態のことを指す
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、登録した利用者同士が交流できるWeb サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まり、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用が増えている。多くのSNSでは、自分のホームページを持つことができ、パソコンのみならず、スマートフォンやタブレット端末等から、いつでも使うことができる
V	VR	バーチャル・リアリティ(Virtual Reality)の略。仮想現実
W	Web会議システム	パソコンやスマートフォンなどを使用し、インターネット 回線等を活用して行う会議及びそのシステム全般のこと。 カメラやマイクで映像や音声を使った会議で、資料の共有 を行うこともできる
	Wi-Fi	ケーブルを使わず無線通信を利用してデータをやり取りする仕組みで、インターネットに接続することなどができる。無線 LAN とも呼ばれる。Wi-Fi が使えるのは、スマートフォン、タブレット端末、パソコンのほか、携帯ゲーム機、音楽プレーヤー、テレビ、プリンター等で、アクセスポイントと呼ばれる Wi-Fi の機器が設置された環境において、その Wi-Fi の電波が届く範囲で利用することができる
あ	アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること
	アジャイル	顧客の要求に従って、優先度の高い機能から順に、要求・ 開発・テスト (・リリース)を短い期間で繰り返しながら システム全体を構築していく開発手法
V	イノベーション	革新または新機軸。技術革新の意味に用いられることもある

索引	用語	解説
V	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路・上下水道・電気・通 信網など生活を支えるための社会基盤のこと
え	遠隔医療	情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為
	遠隔教育	情報通信機器を活用した教育に関する行為
お	オーダーメイド	好みや希望などの注文の通りに作ったもの
	オープンデータ	オープンデータ基本方針(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)では、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工・編集・再配付等)できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもののいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義している
	オンライン診療	遠隔医療のうち、医師-患者間において、情報通信機器を 通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方 等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為
カュ	仮想現実	人工的に作られた仮想空間を、現実かのように体感させる 技術
	官民データ活用推進 基本法	この法律は、平成 28 年 12 月 14 日に公布、施行されている
	官民データ活用推進計画	官民データ活用推進基本法 (平成 28 年法律第 103 号) 第 9 条第 3 項の規定に基づき策定する官民データ活用の推進に 関する施策についての基本的な計画
き	機械判読	コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等 できることを指す
	境界明確化	森林所有者界を明確にして森林施業に係る面積や施業量を 確定すること
	行政情報システム	地方自治体が業務を行うために運用しているシステム。各自治体ごとに異なるシステムを導入している。また、セキュリティ確保のため、基幹系、LGWAN系、インターネット系の3つの系統で運用している
	共治	町民・企業・行政が同じ目線で協働により社会課題の解決 にあたること。協治とも書く
<	クラウド	クラウドコンピューティングを略した呼び方で、データや アプリケーション等のコンピュータ資源をネットワーク経 由で利用する仕組みのこと

索引	用語	解説
, j	航空レーザー計測	航空機から照射するレーザーにより、地上の高さや形状を 3次元で計測する測量のこと。測量により地形データ、樹 冠の高さデータ、航空写真データを取得できる
	耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地
	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通 常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている 農地
	コワーキングスペース	シェアオフィスの機能に近いが、共有スペースのみの設置 で、利用者間のコミュニケーションや知見の共有を図るこ となどを目的としている
t	最高情報統括責任者 (CIO)	「Chief Information Officer」の頭文字を取った略称。組織内の情報戦略のトップとして情報の取扱いや情報システム、情報技術について統括する責任者
	最高デジタル責任者 (CDO)	「Chief Digital Officer」の頭文字を取った略称。組織全体の戦略を策定し、企業や住民を巻き込みながらデジタル・トランスフォーメーションを推進する役職
	サイバーセキュリティ	コンピュータやそのネットワークの情報空間にある資産と 重要データの保護
	サスティナビリティ	持続可能性。何かの物事について、現在から将来にわたっ てそれを持続することが可能であるという概念
	サスティナブル	将来にわたって持続可能なこと
	サテライトオフィス	企業の本社や官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた場所 に設置されたオフィス、事務所のこと
l	シェアオフィス	複数の会社、団体、個人が1つの施設を事務所等として共有して使用すること。共有スペースのほか、個別スペースを設置している所もある。共有スペースでは机や椅子、プリンターなどを共有し、自由に使用することができる
	シェアリング	分かち合い、共有すること
	上位回線	町ケーブルテレビインターネットは各家庭のインターネット通信を一度ケーブルテレビ放送センターに集約して外部インターネットに接続している。このケーブルテレビから外部の回線のことを指す
	人工林	人工造林によって成立した森林
	森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等 の一連の森林に対する人為的行為を実施すること

索引	用語	解説
₹ 7	ソーシャルイノベーター	社会課題を解決するには、行政、企業、NPO等の団体がその 垣根を越えて協働し、互いのアイデア等を持ち寄り、新し い発想とネットワークで社会変革(ソーシャルイノベーション)を引き起こすことが必要であり、ソーシャルイノベ ーターは、こうした社会変革の創出に取組む革新的な人材 を指す
	ソーシャルディスタ ンス	社会的距離。新型コロナウイルスの感染を防ぐため、人と人との距離を1m~2m程度保つことを推奨している。元々は心理学用語
た	タブレット端末	一般に、板状の持ち運びができる大きさで、タッチパネル 式の機器のことをいう
5	地産地消	「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で 用いられる
	チャット	コンピュータネットワーク上でリアルタイムに複数の人が 文字により会話する仕組みのこと
7	データ放送	地上デジタル放送や BS デジタル放送で実施しているもので、リモコンの d ボタンを押すことで見ることができるサービス。お知らせや、気象情報など提供されている情報の中から必要な最新情報を選んで取得することができる
	デジタル・ガバメン ト実行計画	官民データ活用推進基本法及びデジタル・ガバメント推進 方針に示された方向性を具現化し、実行するための計画と して平成30年1月に策定された
	デジタル教科書	紙の教科書を電子化したもの。大事な箇所の拡大・縮小や マーク以外に、図形の説明や理科の実験、社会の資料など が音声や動画で確認できる
	デジタル通貨	デジタル通貨とは、暗号化されたデジタル資産で、別名 「暗号資産」とも呼ばれている。デジタル通貨は、インターネット上でやり取りされる電子データであり、物理的に 実態はないものの、法定通貨と同様に決済や送金に使用することが可能で、法定通貨と交換することもできる。デジタル通貨の特徴としては、送金が早い、送金手数料が安い、QR コードを読み取ると決済ができる、個人間で送金できることなどが挙げられる
	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる 人と利用できない人との間に生じる格差

索引	用語	解説
7	デジタル・トランス フォーメーション (DX)	高速インターネットやクラウドサービス、人工知能(A I)などのIT(情報技術)によってビジネスや生活の質を高めていくこと。スウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン氏らが2004年に提唱したとされる。企業等においてはITを活用したビジネスモデルの変革や、それに伴う業務、組織、企業文化などの変革も指す
		らにそれらを活用するパソコンやスマートフォンなどの機 器やアプリについて知識を持ち、利用する能力を指す
	デュアルスクール	地方と都市等の2つの学校の行き来を可能にし、双方で教育を受けることができる新しい学校の形として徳島県などが取組んでいる。区域外就学制度を活用することによって、都市部等に住民票を置いたまま学籍を異動する。受入れ学校での就学期間も住所地の学校では欠席とならず、受入れ学校側の出席日数として認められる。徳島県では、受入れ学校に非常勤のデュアルスクール派遣講師を配置し、当該児童生徒の学習や学校生活の支援を行うとともに、都市部等の学校との連絡調整業務を行っている
	テレワーク	社員、職員が所属する組織の所在場所から離れたところで 通信ネットワーク及び ICT 機器を活用して業務に従事する ことをいう。「tele=離れた所」と「work=働く」を合わせ た造語。具体的には、「在宅勤務」「サテライトオフィス勤 務等」、移動中にパソコン等を使って働く「モバイルワー ク」の3つの形態がある
	電子黒板	画面表示の機能に加え、タッチパネルによる書き込みや、 画面の拡大・縮小といった機能があるモニター
	電子マネー	現金を電子化し、電子データのやりとりで決済を行う決済 サービスのこと
ک	同期型	同じ時間に同じ情報を共有すること。打合せや電話、オン ライン会議等のシステムなどがあたる。対義語に非同期型 がある
	ドメイン	インターネット上の住所のようなもの
0)	ノンストップ	無停車。ノンストップサービスは、インターネットなどの コンピュータネットワークを通じて24時間いつでも都合の よい時に手続きが行えるよう提供されるサービス
は	バーチャルバス停留 所	既存のバス停留所以外の仮想バス停留所で、標柱を置かな い乗降場所のことをいう

索引	用語	解説
は	バイアス	偏向、先入観、データ等の偏り、得られる情報が偏っていることによる認識の歪みなど
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、 被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の 位置などを表示した地図
	伐期	次の世代の森林の造成を伴う森林の一部または全部の伐採 が予定される時期
V	光ファイバー	光回線のこと。主にインターネット回線に用いられ、Web サイトや動画等のデータを、高速かつ大容量で伝送するための回線
	ぴったりサービス	政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」内 において、子育で等に関する行政手続きの一部がワンスト ップでできる電子申請サービス
	非同期型	違う時間に同じ情報を共有すること。掲示板やチャット等 のシステムなどがあたる。対義語に同期型がある
\$	プッシュ型	必要な情報を利用者の能動的な操作を伴わず、自動的に配信される形の技術やサービスのこと
	プラットフォーム	物やサービスを利用する人と、提供者をつなぐ場のこと。 IT 用語のプラットフォームはソフトウェアが動作するため の土台を指す
^	ベースライン	基準となる線や値のこと。計画や標準、最低限度などを表 す値やデータ、状態などを指す
ほ	包摂	一定の範囲の中に包み込むこと
ま	マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をは じめとする行政手続きがワンストップで可能であり、ま た、行政機関からのお知らせを確認することができる。マ イナポータルを利用するためにはマイナンバーカードが必 要になる
	マイナンバー	個人番号。日本国内の全住民に指定・通知された 12 桁の番 号
	マイナンバーカード	個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製 の個人番号カード
	マッチングサービス	人材募集や物品など、需要に応じて事業者・個人を仲介 し、最適な引き合わせを行うこと

索引	用語	解説
ts	無線LAN	無線通信により、データの送受信を行うこと。パソコンや スマートフォンでインターネットを利用する時や、プリン ターやカメラを接続してデータを送受信する際に使用する
S	ライフイベント	就職、結婚、出産、引っ越しなど、人生の大きな出来事のこと
	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。また、家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる
ŋ	リバースメンター	逆メンターともいわれ、上司や先輩社員が「メンター」 = 相談役になって若手をサポートする通常のメンタリングに対し、部下が上司に助言する逆方向(リバース)の支援活動の仕組みを指す。チームリーダーや管理職などの中堅・ベテラン社員が、若い世代の考えを理解して適切かつ柔軟な対応がとれるよう、直属の部下ではない若手社員をメンターに起用することで上司としての成長を促すことにも活用されている
	リモートワーク	英語の Remote (遠隔・遠い) と Work (仕事) の合成語。遠 隔地で働くこと
	林業専用道	利用形態が専ら森林施業の実施である林道。10 トン積程度 のトラックにより間伐材等を安全かつ確実に運搬すること が可能な規格・構造や路線形を有する自動車道
3	ローカル 5 G	地域や産業の個別の必要性に応じて企業や自治体等の様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステム
わ	ワーケーション	英語のWork(仕事)とVacation(休暇)の合成語。リゾート地など普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと。または休暇と併用し、旅先で業務を組み合わせる滞在のこと。仕事主体と休暇主体の2つの概念が存在する
	ワンストップ	1か所で様々な用事が足りる、何でも揃うこと